

官報

号外

平成十五年五月九日

○第百五十六回 衆議院會議録 第二十八号

平成十五年五月九日(金曜日)

議事日程 第十九号

平成十五年五月九日

午後一時開議

第一 電波法の一部を改正する法律案(武正公一君外三名提出)

第二 通信・放送委員会設置法案(武正公一君外三名提出)

第三 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 電波法の一部を改正する法律案(武正公一君外三名提出)

日程第二 通信・放送委員会設置法案(武正公一君外三名提出)

日程第三 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

成田国際空港株式会社法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

日程第一 電波法の一部を改正する法律案(武正公一君外三名提出)

日程第二 通信・放送委員会設置法案(武正公一君外三名提出)

日程第三 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、武正公一君外三名提出、電波法の一部を改正する法律案、日程第二、武正公一君外三名提出、通信・放送委員会設置法案、日程第三、内閣提出、電波法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長遠藤武彦君。

電波法の一部を改正する法律案(武正公一君外三名提出)及び同報告書

通信・放送委員会設置法案及び同報告書

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(遠藤武彦君登壇)

○遠藤武彦君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過

及び結果を御報告申し上げます。

まず、民主党・無所属クラブ提案に係る武正公一君外三名提出の二法律案について申し上げます。

電波法の一部を改正する法律案は、無線局の免許手続としてオークション制を導入することともに、現行の電波利用料制度を見直すほか、無線設備の技術基準適合性を製造事業者等がみずから確認する制度を新設する等の措置を講じようとするものであります。

また、通信・放送委員会設置法案は、通信及び放送の分野における規律に関する事務を公正かつ中立に行わせるため、内閣府の外局として、通信・放送委員会を設置しようとするものであります。

次に、内閣提出の電波法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、放送事業者の電波利用料額の改定を行うとともに、無線設備の技術基準への適合性に係る自己確認制度を新設するほか、総務大臣等が行う技術基準適合証明制度等について、総務大臣の登録を受けた者が行う等の措置を講じようとするものであります。

以上の三法律案は、去る四月三十日に本委員会に付託され、五月六日片山総務大臣及び提出者武正公一君からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、昨八日一括して質疑を行い、これを終局いたしました。

次いで、武正公一君外三名提出の通信・放送委員会設置法案について内閣の意見を聴取した後、討論を行い、採決に入りました。まず、武正公一君外三名提出の二法律案について順次採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成少数をもって否決すべきものと決しました。次いで、内閣提出の法律案について採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。

まず、日程第一、武正公一君外三名提出、電波法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第二、武正公一君外三名提出、通信・放送委員会設置法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第三、内閣提出、電波法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

成田国際空港株式会社法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、成田国際空港株式会社法案について、趣旨の説明を求めます。国土交通大臣扇千景君。

〔国務大臣 扇千景君登壇〕

○国務大臣 扇千景君 成田国際空港株式会社法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

新東京国際空港公団については、特殊法人等改革基本法に基づき平成十三年十二月に閣議決定されました特殊法人等整理合理化計画において、民営化に向け平成十四年中に政府において結論を得ることとされており、これを踏まえて検討を進めてきた結果、昨年十二月に閣議決定された道路関係四公団 国際拠点空港及び政策金融機関の改革についてにおいて、平成十六年度に全額国出資の特殊会社にするものとされました。このため、新たに設立する特殊会社の設置根拠法を制定する必要がります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、新東京国際空港公団を解散するとともに、その業務を引き継ぐ特殊会社として成田国際空港株式会社を設立することとしております。

第二に、会社の目的は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等により、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することとし、そのために行う事業の範囲等を定めることとしております。

第三に、会社に対する国の助成及び監督に関する事項を定めることとしております。

第四に、公団から会社への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。

その他、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

なお、公団から会社への移行の期日は、平成十六年四月一日と定めることとしております。

以上が、成田国際空港株式会社法案の趣旨でございます。ありがとうございます。(拍手)

成田国際空港株式会社法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長 綿貫民輔君 ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。大谷信盛君。

〔大谷信盛君登壇〕

○大谷信盛君 民主党の大谷信盛、四十歳でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表いたします。私は、国民の皆様の快適な空の旅を守るために、成田国際空港株式会社法案について御質問させていただきます。(拍手)

今、我が国が抱えている空港・航空行政の問題点は、大規模国際拠点空港の整備が完成していない、にもかかわらず、空港も空港整備特別会計も長期債務の返済に苦しんでいる、したがって、空港使用料は世界一高く、国際競争力は低く、利用者の便益も小さいままにあるということです。

この原因は、環境変化に合わせて空港政策の重点を戦略的に転換できていなかったことにあると考えます。

当初は、空港ネットワークを構築するために空港施設の量的供給が政策の最優先課題でした。財源として、受益者負担の理念のもと、一九七〇年、空港整備特別会計が創設されました。

しかし、一九九〇年ごろまでにはネットワーク化がほぼ充実に、政策の優先順位を空港の効率的運営による空港サービスの向上に移すべきであったにもかかわらず、地方空港の新設、既存空港の拡張等の土木工事など、そのための財源確保も含めて、いまだに政策の主流となっていました。

空港の本来の役割は、利用者である航空会社、旅客、荷主に便利で質の高い空港サービスをなるべく安く提供すること、利用者や荷物のできる限り快適、スムーズな輸送を行うことにあります。日本の空港運営で最も欠けている視点は、この安さの達成です。これは、空港とは設置、管理、

維持するものという概念にとらわれ過ぎており、運営、経営という意識が希薄だからではないかと考えています。

扇大臣は、経済のグローバル化や国内空港整備の一段落など、今の時代の変化に応じて、空港建設重視の政策制度から空港運営の効率化を主流とした政策への転換がなければ、人、お金、物、そして情報をもっと呼び込めなくなってしまうという危機意識をしっかりと持ちたいだいたいいるのでしょうか。空港整備を取り巻く環境変化の現状認識と政策調整の必要性、そして空港政策の方向性について、お聞かせください。

空港民営化とは、空港運営主体に経営の自由を与えて運営の効率化を図り、利用者の便益増大を図りつつ国際競争力を高めていくという手法であります。すなわち、空港内での小売業、テナント料などによる商業収入をふやしてコスト削減を図り、その上で着陸料などの空港使用料を安くしていくという試みです。空港の会計は、下物の基本施設整備と上物のターミナルビル経営を合体した独立採算制となります。

当初、国土交通省は、三国際空港の下物は一体で公的法人による整備、上物は単独で民営化するという上下分離の民営化案を提案していました。

この手法は、三空港の滑走路などの基本施設整備に内部補助システムを適用する考え方であり、今回の成田空港単独民営化案とは全く正反對の性格のものになる。これは、我が国の空港整備政策が、これまでの空港整備特別会計や上下分離案に代表される内部補助システムから独立採算制へと大きく転換したと考えてよろしいのでしょうか。

民営化の先駆けであり、空港運営業をグローバルビジネスにまで発展させている英国空港公社の目安によりますと、小売業を振興させれば、年間利用客が二百万人以上の空港ではそれなりの収益性があると言われています。日本の一種、二種空港二十六カ所の半数以上の空港に収益性があるという事になります。

また、プール制の空港整備会は各空港の収支を不透明なものにしていますが、二〇〇二年一月十二日付の新聞報道によりますと、政府の行政改革推進事務局が、国の管理する各空港の収支を昭和五十五年から平成十二年の期間で試算した結果、伊丹、新千歳、名古屋、福岡、那覇、長崎などの十空港は黒字だったと試算しております。これら黒字空港民営化の可能性も探ることとてあります。

一九八七年にイギリスから始まった空港民営化は、世界じゅうで百以上の民営化プロジェクトが進行しており、二十一世紀の空港政策の主流になると考えられます。今回の法律は、独立採算制でのおおのの空港が自力で魅力を高められる空港民営化策拡大の一里塚にしていきたいと思います。

また、成田、中部、関西空港という国際拠点空港以外に、将来的にはどの空港までを民営化の対象として考えておられるのでしょうか。お教えください。

今後、拠点空港の整備は、限られた財源を戦略的に投資しつつ達成していくべきを得ません。戦略性を高めるために、不透明な空港整備特別会計の情報公開を図り、企業の会計に基づいた各空港の収支を公表する必要があると思いますが、扇大臣はどのように考えますか。

これから、国の管理する空港において民営化が進んでいくならば、空港整備特別会計の財源が小さくなっていきます。また、路線、便数の増加で利便性の向上と既存地方空港の有効活用、そして日本の国際競争力強化のためにも、羽田空港再拡張の一日も早い完成が求められています。

しかしながら、空港整備の資本投下は戦略的であると断言できない状況です。二〇〇三年度予算では、純粋一般財源の空港整備特別会計への投入額は六百七十二億円であり、公共事業全体における空港整備の比率はわずか〇・八三％しかありません。港湾整備の約六分の一で、航空機燃料税

を加えますと千五百三十六億円になりますが、それでも公共事業全体の一九・九％でしかなく、この額で空港整備特別会計の約三分の一を賄っているような状況です。

前年度に比べますと、扇大臣のリーダーシップにより約一割の増加となっており、これからも大臣の努力に期待したいと思いますが、もう空港整備特区だけでは限界だと思っております。

一般財源からの戦略的な投資が必要だと思えます。そのためにも、民主党が今国会に提出した公共事業基本法が提案しているような、特別会計制度を一たん廃止して、公共事業を戦略的に整備していく新しい財政システムが必要なんだというふうに言えると思います。

今後、空港民営化が広がっていくことを見越して、また、求められている首都圏空港の整備を早期に確実に達成するためにも、これまでの空港整備特別会計にのみ財源を求めるシステムから、一般財源から戦略的に財源を支出できる新たな財政システムを工夫すべきだと考えますが、扇大臣のお考えはいかがでしょうか。

以下、成田空港民営化の諸課題について伺いたします。

成田空港の株式公開は、いつ、どんな判断基準に基づいて行われていくのでしょうか。二千五百メートルの平行滑走路の完成後なるべく早い時期にとか、二〇〇七年をめどにしているというふうに言われていますが、あらかじめ完全民営化の目標年度を設定しておくべきではないかと思えますが、大臣はいかがお考えでしょうか。

本案によりまして、政府の成田空港公団への出資金約三千億円のうち、公団の解散後に幾らかを政府へ返却することになっておりますが、どのような算定根拠に基づいてその額が決められているのでしょうか。また、その返却されたお金は「一般会計又は空港整備特別会計に帰属する」とありますが、どのような使途に活用されていくのでしょうか。受益と負担の理念からするならば、空

港アクセス整備など成田空港や首都圏空港等の利便性向上に活用されるべきであると考えますが、扇大臣のお考えはいかがでしょうか。

空港が完全民営化されると、もしくは株式市場を有利にするために、独占的な役割を背景にして着陸料やテナント料を不当に値上げするという懸念があります。実際、シドニー空港が一九九九年十二月に、民営化のために着陸料を急に二倍に値上げしたという前例がございます。また、成田空港は、米国同時多発テロの一カ月後、航空会社が需要低迷に苦しんでいる真っ最中に、国際航空運送協会に対して着陸料の値上げを打診いたしました。

イギリスのように着陸料の上限を定めるルールや、ニュージーランドのように空港と航空会社との交渉の正当性をチェックするなど、新たな仕組みをあらかじめ準備しておくべきだと考えますが、扇大臣はどのようにお考えでしょうか。また、民営化を成功に導くためにも、着陸料の値下げの目標年度をあらかじめ法案の中に設定するなどしておいた方が効果的ではないかと思うのですが、大臣の御見解はいかがでしょうか。

空港民営化を行政改革の一つの手法にとどめてしまふのはいけないと思います。この政策は空港の総合力を高めるための政策でなければならぬと思っております。今法案の審議を好機に、空港政策に市場原理が取り入れられ、我が国の空港サービスのさらなる向上と国際競争力がより一層強化されることを祈念し、質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣(扇大臣)登壇)

○国務大臣(扇大臣) 大谷議員にお答え申し上げます。

空港の現状認識と今後の空港政策についての御質問をいただきました。全部で七つの御質問がございますけれども、まず、そのことからお答え申し上げていきたいと思えます。

我が国の空港整備に関しましては、従来より航空需要の増大に対応して整備を進めてきた結果、供用空港数は全国で九十四を数え、空港の配置的な側面からいえば、整備は全国的に見て概成したものと考えております。

しかしながら、近年、アジアにおける大規模空港の整備が進む中、我が国では大都市圏を中心に空港容量が不足している状況であるのは、大谷議員も御存じのとおりでございます。

我が国がその国際競争力を強化し、二十一世紀の国際経済社会においてさらなる発展を遂げていくためには、大都市圏拠点空港の整備が最重要課題でございます。今、大谷議員がおっしゃいましたように、成田空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港といった大都市圏拠点空港の整備を早期かつ着実に進めていく必要があると思っております。

したがって、今後の空港整備は、これらの大都市圏拠点空港の整備を最優先の課題として投資の重点化を図っていくこととしております。また、平成十五年予算におきましても、空港整備事業費の七割以上を大都市圏拠点空港の整備に投入しているというのは、大谷議員もおわかりのとおりでございます。

二つ目には、成田空港の民営化に関する経緯についてのお尋ねがございました。

国際拠点空港の民営化につきましては、国が国際拠点空港の整備について責任を持ち、適切に対応するとの前提のもと、それぞれの空港が創意工夫を生かせるような自主的な経営環境を整えるとともに、経営の一層の効率化、経営の透明性の向上、利用者サービスの向上等を推進することが必要であると考えております。

成田、関空、中部の各空港を個別に民営化することとしたのは、立地条件等各空港ごとの固有の事情、課題を踏まえることが適切であり、また、各空港ごとに民営化を推進する方が経営責任のより一層の明確化の観点からも適切であるとい

うふうな点を勘案したものでございます。

成田空港については、開港後、間もなく二十五年を迎え、経営基盤が成熟してきております。また、早期に国際競争力の向上を図ることが必要である状況を踏まえ、特殊会社化することが適切であると考えた次第でございます。

三つ目には、今後の空港の民営化の方向性についてのお尋ねをいただきました。

成田、関空、中部といった国際拠点空港につきましては、国際線を中心とした我が国の玄関口でありまして、基本的な施設整備については国が責任を持ちつつ、近隣アジア諸国において国際拠点空港の整備が進む中で、国際競争力を確保するため、経営の合理化、効率化、利用者利便の向上等を図るべく、民営化を進めることとしたしております。

一方、それ以外の国内空港につきましては、全国空港が相互に結んだネットワークを形成していることから、国が全国的な航空ネットワークの維持向上の観点から整備、管理していく必要があると思っております。

このため、国際拠点空港以外の空港の民営化については、現段階では考えておりません。

四つ目には、空港整備特別会計についてのお尋ねがございました。

平成十五年度の空港整備特別会計の歳入は四千五百六十三億円でございすけれども、このうち、一般会計からの受け入れは三三・七％に当たる千五百三十六億円で、対前年度比七十二億円、約五％の増となっております。他の公共事業が対前年度比で減額の傾向にある中で一般財源の拡充に努力してきたというところをお認めいただきたいと思えます。

今後とも、事業効果の大きい大都市圏拠点空港の整備等に対しまして一般財源が重点的に配分されるよう努めていきたいと考えております。

また、空港整備特別会計の透明性の向上については、国の会計制度全体について透明性向上のた

平成十五年五月九日 衆議院會議録第二十八号

成田国際空港株式会社法案の趣旨説明に対する大谷信盛君の質疑 議長長の報告 電波法の一部を改正する法律案(武正公一君外三名提出)及び同報告書

めの改革が進められていることから、これと歩調を合わせて、国民に対してわかりやすく情報を開示していく方法等について今後も検討を進めていきたいと考えております。

五つ目には、株式の公開についての御質問です。

株式を上場する時期、株式をすべて売却し空港会社を完全民営化する時期の今後の具体的な予定につきましては、御存じのとおり、平行滑走路の二千五百メートル化の実現、その目的、あるいは空港会社の経営の実績、株式市場の状況等を総合的に勘案して検討していく必要があります、現段階ではまだ未定であることはおわかりいただけるものと思っております。

国土交通省といたしましては、早期に空港会社の完全民営化が達成されますよう、平行滑走路の完成等に今後も全力を尽くしていきたいと思っております。

六つ目には、政府の出資金の返還についてのお尋ねでございます。

空港会社の資本の額の設定につきましては、国の責任として、空港会社に、今申しました平行滑走路の二千五百メートル化等の空港施設の整備を円滑に実施できる経営体力を確保させることが必要であると考えており、このような観点から、公益事業を営む他の株式会社と比べて遜色のない水準の額を設定すべく検討することといたしております。その上で、これまでの空港公団に対する政府の出資のうち、これを超える額については、政府に償還させることといたしております。

また、国に償還された資金につきましては、一般会計または空港整備特別会計に帰属することとなりますけれども、例えば空港整備特別会計については、大都市拠点空港の整備のための財源に充てられる等、それぞれの資金需要がある分野で活用されることとを考えております。

最後に、七つ目の御質問でしたけれども、成田空港の民営化後の着陸料について御質問をいた

しました。

着陸料の設定につきましては、航空法に基づいて事前届け出制となっており、特定の利用者に不当に差別的な取り扱いとなる料金とか、空港会社が社会的・経済的事情に照らして著しく高額で空港利用を困難とするような料金を設定しようとする場合には、国土交通大臣がその変更を命ずることができるとなっております。

今般の空港公団の民営化は、国際競争力のある自立的な経営主体を確立し、利用者負担の軽減など利用者利便の向上が図られることを目的とするものですので、その具体的時期を明示することは現段階では困難ではございますけれども、少なくとも、なるべく早期に経営の効率化が図られ、着陸料の値下げが実現されることが必要であると、私も大谷議員と同じ考えであることを申し添えて、お答えにさせていただきます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十二分散会

出席國務大臣

総務大臣 片山虎之助君
国土交通大臣 扇 千景君

出席副大臣

国土交通副大臣 吉村剛太郎君

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

伊藤 忠治君

補欠

中村 哲治君

中沢 健次君

三井 辨雄君

久保 哲司君

西 博義君

山名 靖英君

江田 康幸君

中村 哲治君

伊藤 忠治君

三井 辨雄君

中沢 健次君

江田 康幸君

山名 靖英君

西 博義君

久保 哲司君

農林水産委員

辞任

荒巻 隆三君

高木 毅君

松浪 健太君

松野 博一君

上川 陽子君

三ッ林隆志君

山本 明彦君

上川 陽子君

荒巻 隆三君

山本 明彦君

高木 毅君

山本 明彦君

高木 毅君

岡下 信子君

倉田 雅年君

肥田美代子君

島 聡君

山元 勉君

小宮山洋子君

倉田 雅年君

岡下 信子君

島 聡君

肥田美代子君

武力攻撃事態への対処に関する特別委員

辞任

荒巻 隆三君

補欠

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

福井 照君

中山 義活君

左藤 章君

近藤 基彦君

大畠 章宏君

電波法の一部を改正する法律

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明(第三十八條の二、第三十八條の十八)」を「第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明(第三十八條の二、第三十八條の十八)」を「第一節 特定無線設備の技術基準適合証明 第二節 特別特定無線設備の技術基準適合証明等」

及び工事設計認証(第三十八條の二、第三十八條の三)自己確認(第三十八條の三十三、第三十八條の三十三)に改める。

第四條第二号中「市民ラジオの無線局(」を削り、「第三十八條の二第二項の技術基準適合証明を受けた無線設備」を「第三十八條の七第一項(第三十八條の三十一、第四項において準用する場合を含む。)、第三十八條の二十六、第三十八條の三十一、第六項において準用する場合を含む。又は第三十八條の三十五の規定により表示が付されている無線設備(第三十八條の二十三第一項(第三十八條の二十九、第三十八條の三十一、第四項及び第六項並びに第三十八條の三十八において準用する場合を含む。))の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。に改め、「をいう」を削り、同条第三号中「第三十八條の二第二項の技術基準適合証明を受けた無線設備」を「適合表示無線設備」に改める。

第六條第一項第七号中「第二十四條の二第一項」を「第二十四條の二第四項」に改める。

第八條第一項中「次に掲げる事項を指定して」を削り、同項各号を削り、同条第二項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 総務大臣は、適当と認める場合には、前項の規定にかかわらず、その申請が前条第一項各号又は第二項各号に適合している申請者の競争によつて、無線局の予備免許を与えることができる。

3 前項の競争は、第百三條の二第二項に規定する電波利用料の一年間当たりの金額について、競りの方法をもつて行うものとする。

4 前項に定めるもののほか、第二項の競争の実施に必要事項は、総務省令で定める。

5 総務大臣は、無線局の予備免許を与えるときは、次に掲げる事項を指定する。

一 工事落成の期限

二 電波の型式及び周波数

三 呼出符号(標識符号を含む。)、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号(以下「識別信号」という。)

四 空中線電力

五 運用許容時間

第十條第二項中「第二十四條の九第一項の認定」を「第二十四條の十三第一項の登録」に、「認定」を「登録」に改める。

第十一條中「第八條第一項第一号」を「第八條第五項第一号」に、「同条第二項」を「同条第六項」に改める。

第十二條中「第三十九條の三」を「第三十九條の十三」に改める。

第十三條第二項中「第三十八條の二第二項の技術基準適合証明を受けた無線設備」を「適合表示無線設備」に改め、同条第三項中「第一項の下」及び前項を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第八條第二項の競争を経て与えられる免許の有効期間は、第一項本文及び前項の規定にかかわらず、二十年を超えない範囲内において総務大臣が定める期間とする。

第十五條中「第三十八條の二第二項の技術基準適合証明を受けた無線設備」を「適合表示無線設備」に改める。

第十八條第二項中「第二十四條の九第一項の認定」を「第二十四條の十三第一項の登録」に、「認定」を「登録」に改める。

第二十四條の二の見出しを「(点検事業者の登録)」に改め、同条第一項を次のように改める。

無線設備等の点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

第二十四條の二第二項中「前項の認定」を「前各項に規定するもののほか、第一項の登録」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人に於ては、その代表者の氏名

二 事務所の名称及び所在地

三 点検に用いる測定器その他の設備の概要

3 前項の申請書には、業務の実施の方法を定める書類その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の登録を申請した者が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の点検を行うものであること。

二 別表第二に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる校正又は校正(以下この号、第三十八條の三第一項第二号及び第三十八條の八第二項において「校正等」という。)を受けたもの(その校正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して無線設備の点検を行うものであること。

イ 独立行政法人通信総合研究所(以下「研究所」という。又は第百二條の十八第一項の指定校正機関が行う校正

ロ 計量法(平成四年法律第五十一号)第百三十五條又は第百四十四條の規定に基づく校正

ハ 外国において行う校正であつて、研究所又は第百二條の十八第一項の指定校正機関が行う校正に相当するもの

二 別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、イからハまでのいずれかに掲げる校正等を受けたものを用いて行う校正等

三 無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができる。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

二 第二十四條の十又は第二十四條の十三第三項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

第二十四條の六を削る。

第二十四條の五第一項中「認定点検事業者」を「登録点検事業者」に、「認定」を「登録」に改め、同条第二項中「認定点検事業者」を「登録点検事業者」に改め、同条を第二十四條の六とする。

第二十四條の四を削る。

第二十四條の三の見出しを「(登録証)」に改め、同条第一項中「前条第一項の認定」を「第二十四條の二第一項の登録」に、「認定」を「登録」に改め、同条第二項中「前条第一項の認定を受けた者(以下「認定点検事業者」という。))は、認定証」を「登録点検事業者は、登録証」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の登録証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

平成十五年五月九日 衆議院會議録第二十八号

電波法の一部を改正する法律案(武正公一君外三名提出)及び同報告書

一 登録の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

第二十四条の三を第二十四条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

(変更の届出)

第二十四条の五 登録点検事業者は、第二十四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた登録点検事業者は、同項の規定による届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

第二十四条の二の次に次の一条を加える。

(登録簿)

第二十四条の三 総務大臣は、前条第一項の登録を受けた者(以下「登録点検事業者」という。)について、登録点検事業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項

第二十四条の七を次のように改める。

(適合命令)

第二十四条の七 総務大臣は、登録点検事業者が第二十四条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録点検事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十四条の九の見出しを「(外国点検事業者の登録等)」に改め、同条第一項中「第二十四条の二第一項の総務省令で定める区分ごとに、総務大臣に申請して、その事業が同項各号に適合している旨の認定を」を「総務大臣の登録」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第二十四条の二第二項から第五項まで、第二十四条の三、第二十四条の四第一項及び第二項、第二十四条の九第二項並びに第二十四条の十一の規定は前項の登録について、第二十四条

の四第三項、第二十四条の五から第二十四条の八まで、第二十四条の九第一項及び前条の規定は前項の登録を受けた者(以下「登録外国点検事業者」という。)について準用する。この場合において、第二十四条の三中「受けた者(以下「登録点検事業者」という。）」とあるのは「受けた者」と、登録点検事業者登録簿とあるのは「登録外国点検事業者登録簿」と、第二十四条の七中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二十四条の十一中「前条」とあるのは「第二十四条の十三第三項」と、前条中「第二十四条の十」とあるのは「次条第三項」と読み替えるものとする。

第二十四条の九第三項各号列記以外の部分中「認定外国点検事業者」を「登録外国点検事業者」に、「認定を」を「登録を」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 前項において準用する第二十四条の二第五項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

第二十四条の九第三項第五号中「前条第二項を」を「第二十四条の八第一項に、認定外国点検事業者」を「登録外国点検事業者」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号中「前条第一項を」を「第二十四条の八第一項に、認定外国点検事業者」を「登録外国点検事業者」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号を削り、同項第二号中「認定を」を「登録」に改め、同号を同項第六号とし、同項第一号の次に次の四号を加える。

二 前項において準用する第二十四条の五第一項又は第二十四条の六第二項の規定に違反したとき。

三 前項において準用する第二十四条の七の規定による請求に応じなかつたとき。

四 第十条第一項、第十八条第一項又は第七十三条第一項の検査を受けた者に対し、その登録に係る点検の結果を偽つて通知したことが判明したとき。

五 その登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係る点検の業務を行つたとき。

第二十四条の九第四項中「認定及びその取消し」を「登録」に改め、同条を第二十四条の十三とする。

第二十四条の八第一項中「認定点検事業者に対し」を「登録点検事業者に対し」に、「認定を」を「登録に」に、「認定点検事業者の」を「登録点検事業者の」に改め、同条の次に次の四号を加える。

(廃止の届出)

第二十四条の九 登録点検事業者は、その登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第二十四条の二第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し)

第二十四条の十 総務大臣は、登録点検事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第二十四条の二第五項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第二十四条の五第一項又は第二十四条の六第二項の規定に違反したとき。

三 第二十四条の七の規定による命令に違反したとき。

四 第十条第一項、第十八条第一項又は第七十三条第一項の検査を受けた者に対し、その登録に係る点検の結果を偽つて通知したことが判明したとき。

五 その登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係る点検の業務を行つたとき。

六 不正な手段により第二十四条の二第一項の登録を受けたとき。

(登録の抹消)

第二十四条の十一 総務大臣は、第二十四条の九第二項の規定により登録がその効力を失つたと

き、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該登録点検事業者の登録を抹消しなければならない。

(登録証の返納)

第二十四条の十二 第二十四条の九第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第二十四条の十の規定により登録を取り消されたときは、登録点検事業者であつた者は、一箇月以内にその登録証を返納しなければならない。

第二十六条第一項中「公衆を」を「これを公衆に、これを公示を」に改め、同項に後段として次のように加える。

これを変更したときも、同様とする。

第二十七条の二中「第三十八条の二第一項の技術基準適合証明を受けた無線設備」を「適合表示無線設備」に改める。

第二十七条の五第一項中、次に掲げる事項を指定してを削り、同項各号を削り、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「前項の免許(以下「包括免許」という。）」を「包括免許」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 総務大臣は、適当と認める場合には、前項の規定にかかわらず、その申請が前条各号に適合している申請者の競争によつて、免許を与えることができる。

3 前項の競争は、第百三条の二第一項に規定する電波利用料の一年間当たりの金額について、競りする方法をもつて行うものとする。

4 前項に定めるもののほか、第二項の競争の実施に關し必要な事項は、総務省令で定める。

5 総務大臣は、第一項又は第二項の免許(以下「包括免許」という。)を与えるときは、次に掲げる事項を指定する。

一 電波の型式及び周波数

二 空中線電力

三 指定無線局数(同時に開設されている特定無線局の数の上限をいう。以下同じ。)

四 運用開始の期限(一)以上の特定無線局の運用を最初に開始する期限をいう。

第二十七條の五に次の一項を加える。

八 第二項の競争を経て与えられる包括免許の有効期間は、前項本文の規定にかかわらず、二十年を超えない範囲内において総務大臣が定める期間とする。

第二十七條の六第一項中「前条第一項第四号」を「前条第五項第四号」に改める。

第二十七條の十一第一項中「第二十七條の五第一項の下に」又は第二項を加える。

「第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明」を「第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明等」に改める。

第三章の二中第三十八條の二の前に次の節名を付する。

第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証

第三十八條の二の見出しを「登録証明機関の登録」に改め、同条第一項中「総務大臣は、」を削り、「第三章を」前章に、「を」行い、又はその指定する者以下「指定証明機関」という。これを「行わせ」の事業を行う者は、次に掲げる事業の区分次項、第三十八條の五第一項、第三十八條の十、第三十八條の三十一第一項及び別表第三において単に「事業の区分」という。ことに、総務大臣の登録を受け」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四條第二号又は第三号に規定する無線局に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業

二 包括免許に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業

三 前二号に掲げる特定無線設備以外の特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業

第三十八條の二第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令

で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 事務所の名称及び所在地

四 技術基準適合証明の審査に用いる測定器その他の設備の概要

五 第三十八條の八第二項の証明員の選任に関する事項

六 業務開始の予定期日

3 前項の申請書には、技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

第三十八條の二第四項から第八項までを削り、同条第九項を同条第四項とし、同条第十項を削る。

第三十八條の三を次のように改める。

(登録の基準)

第三十八條の三 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技術基準適合証明を行うものであること。

二 別表第三の上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、第二十四條の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる校正等を受けたもの(その校正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して技術基準適合証明を行うものであること。

三 登録申請者が、特定無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者(以下この号において「特定製造業者等」という。)に支配されている

ものとして次のいずれかに該当するものであること。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、特定製造業者等がその親会社(商法明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める特定製造業者等の役員又は職員(過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、特定製造業者等の役員又は職員(過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 第二十四條の二第五項及び第六項の規定は、前条第一項の登録について準用する。この場合において、第二十四條の二第五項第二号中「第二十四條の十又は第二十四條の十三第三項」とあるのは、「第三十八條の十七第一項又は第二項(第三十八條の二十四第三項において準用する場合を含む。)」と、同条第六項中「前各項」とあるのは、「前項、第三十八條の二第一項から第三項まで及び第三十八條の三第一項」と読み替へるものとする。

第三十八條の十八第一項中「同条第五項を」同条第四項に、「第三十八條の三第二項第一号若しくは第三号を」第二十四條の二第五項各号(第二号を除く。)のいずれかに改め、同条第二項第一号中「前条第三項を」前条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定、同条第四項において準用する場合を含む。)の規定、同条第三十八條の六第二項、第三十八條の八、第三十八條の十若しくは第三十八條の十一に、「同条第五項を」前条第六項に、「第三十八條の四第二項、第三十八條の五、第三十八條の八第一項若しくは第三十八條の十を」第三十八條の六第二項、第三十八條の十若しくは第三十八條の十二に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「前条第五項を」前条第四項に、「第三十八條の八第二項又は第三十八條の十一を」第三十八條の十三第一項若しくは第二項の規定又は前条第六項において準用する場合の十三第二項に改め、同項を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号中「前条第五項を」前条第四項又は第六項に、「第三十八條の十二第一項を」第三十八條の十五第一項に改め、同項を同項第四号とし、同項第七号中「前条第五項を」前条第四項又は第六項に、「第三十八條の十二第一項を」第三十八條の十五第一項に改め、同項を同項第五号とし、同条を第三十八條の三十二とする。

第三十八條の十七第一項中「前章に定める技術基準に適合していることの証明を」技術基準適合証明に、「第三十八條の二第二項の総務省令で定める」を「事業の」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「承認証明機関は、第一項の証明を」前項の規定による承認を受けた者(以下「承認証明機関」という。)は、その承認に係る技術基準適合証明に改め、「の全部又は一部を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二十四條の二第五項及び第六項、第三十八條の二第二項及び第三項、第三十八條の三第一項並びに第三十八條の五第一項の規定は総務大臣が行う第一項の規定による承認について、同条第二項及び第三項、第三十八條の六第一項から第三項まで、第三十八條の七第一項、第三十八條の八、第三十八條の十、第三十八條の十二から第三十八條の十五まで並びに第三十八條の二十三の規定は承認証明機関について、第三十八條の二十から第三十八條の二十二までの規定は承認証明機関による技術基準適合証明を受け

た者について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八條の三十二第一項又は第二項」と、同条第三十八條の三十二第一項又は第二項、第三十八條の二第二項及び第三項、第三十八條の三第一項並びに第三十八條の三十一第一項と、第三十八條の三第一項中「登録申請者」とあるのは「承認申請者」と、適合しているときは「承認」とあるのは「適合しているときでなければ」と、「しなればならない」とあるのは「してはならない」と、同項第三号イ中「商法」とあるのは「外国における商法」と、「親会社」とあるのは「親会社における商法」と、第三十八條の五第一項中「同項の登録を受けた者以下「登録証明機関」という。」とあり、及び第三十八條の二十二第二項中「登録証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、第三十八條の六第一項及び第二項、第三十八條の七第一項、第三十八條の八第一項、第三十八條の十並びに第三十八條の十五第一項中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八條の十三、第三十八條の二十一第一項及び第三十八條の二十二第一項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八條の十四第一項中「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、同条第二項及び第三項、第三十八條の二十一第二項及び第三項並びに第三十八條の二十二第二項中「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

第三十八條の十七第五項を削り、同条第六項中「申請を求め」に、「を、前章に定める技術基準に適合するものとして、その工事設計について認証するを」について、工事設計認証を行うに改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第三十八條の六第二項及び第三項、第三十八條の八、第三十八條の十二、第三十八條の十三第二項、第三十八條の十四、第三十八條の二十三並びに第三十八條の二十四第二項の規定は承認

証明機関が工事設計認証を行う場合について、第三十八條の十、第三十八條の十五並びに第二項及び第三項の規定は承認証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を行う場合について、第三十八條の二十から第三十八條の二十二まで、第三十八條の二十五から第三十八條の二十八まで並びに前条第三項及び第四項の規定は承認証明機関による工事設計認証を受けた者について準用する。この場合において、第三十八條の六第二項、第三十八條の八第一項、第三十八條の十、第三十八條の十五第一項及び第三十八條の二十四第二項中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八條の六第二項及び第三十八條の二十三第一項中「を受けた」とあるのは「に係る工事設計に基づく」と、第三十八條の十中「当該業務」とあるのは「これらの業務」と、第三十八條の十三第二項及び第三十八條の十四第二項中「第三十八條の六第一項又は第三十八條の八」とあるのは「第三十八條の八又は第三十八條の二十四第二項」と、第三十八條の十三第二項、第三十八條の二十一第一項、第三十八條の二十二第二項及び第三十八條の二十七中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八條の十四第一項中「第三十八條の六第一項」とあるのは「第三十八條の二十四第二項」と、「特定無線設備」とあるのは「工事設計（当該工事設計に合致することの確証の方法を含む）」と、「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、同条第二項及び第三項、第三十八條の二十一第二項及び第三項並びに第三十八條の二十二第二項中「命令」とあるのは「請求」と、第三十八條の二十第一項中「技術基準適合証明」とあるのは「工事設計認証」と、第三十八條の二十二第一項中「登録証明機関による技術基準適合証明を受けた」とあるのは「認証工事設計に基づく」と、同条及び第三十八條の二十三第一項中「第三十八條の七第一項」とあるのは「第三十八條の二十六」と、第三十八條の二十二第一項中「は、当該」とある

のは「は、当該認証工事設計に係る」と、第三十八條の二十三第一項中「同項」とあるのは「同条」と、第三十八條の二十八第一項第三号中「命令に違反した」とあるのは「請求に応じなかった」と、「違反」とあるのは「請求に」と、同項第四号中「登録証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、同項第五号中「登録証明機関が第三十八條の二十四第二項の規定又は同条第三項において準用する第三十八條の八第二項」とあるのは「承認証明機関が第三十八條の八第二項又は第三十八條の二十四第二項」と、前条第三項第一号及び第二号中「前条」とあり、並びに同項第三号中「前項において読み替えて適用する前条」とあるのは「次条第六項」と読み替えるものとする。第三十八條の十七第七項及び第八項を削り、同条を第三十八條の三十一とする。

第三十八條の十六第一項中「総務大臣又は指定

証明機関は、申請により、登録証明機関は、特定無線設備を取り扱うことを業とする者から求めがあつた場合には、そのに改め、第五項及び次条第六項において同じを削り、「認証」の下に「（以下「工事設計認証」という。）」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「総務大臣又は指定証明機関は、第一項の申請を登録証明機関は、その登録に係る工事設計認証の求め」に、「申請に」を求めに、「同項の認証を」工事設計認証に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 第三十八條の六第二項及び第三項、第三十八條の八、第三十八條の九、第三十八條の十二、第三十八條の十三第二項並びに第三十八條の十四の規定は登録証明機関が工事設計認証を行う場合について、第三十八條の十、第三十八條の十五、第三十八條の十六、第三十八條の十七第二項及び第三項並びに第三十八條の十八の規定は登録証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を行う場合について準用する。この場合において、第三十八條の六第二項

中「を受けた」とあるのは「に係る工事設計に基づく」と、第三十八條の十中「当該業務」とあるのは「これらの業務」と、第三十八條の十三第二項中「第三十八條の六第一項又は第三十八條の八」とあるのは「第三十八條の八又は第三十八條の二十四第二項」と、第三十八條の十四第一項中「第三十八條の六第一項」とあるのは「第三十八條の二十四第二項」と、「特定無線設備」とあるのは「工事設計（当該工事設計に合致することの確証の方法を含む）」と、同条第二項中「第三十八條の六第一項又は第三十八條の八」とあるのは「第三十八條の八又は第三十八條の二十四第二項」と読み替えるものとする。

第三十八條の十六第四項から第十項までを削り、同条を第三十八條の二十四とし、同条の次に次の六条を加える。

（工事設計合致義務等）

第三十八條の二十五 登録証明機関による工事設計認証を受けた者（以下「認証取扱業者」という。）は、当該工事設計認証に係る工事設計（以下「認証工事設計」という。）に基づく特定無線設備を取り扱う場合においては、当該特定無線設備を当該認証工事設計に合致するようにしなければならない。

2 認証取扱業者は、工事設計認証に係る確認の方法に従い、その取扱いに係る前項の特定無線設備について検査を行い、総務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（認証工事設計に基づく特定無線設備の表示）

第三十八條の二十六 認証取扱業者は、認証工事設計に基づく特定無線設備について、前条第二項の規定による義務を履行したときは、当該特定無線設備に総務省令で定める表示を付することができ。

（認証取扱業者に対する措置命令）

第三十八條の二十七 総務大臣は、認証取扱業者が第三十八條の二十五第一項の規定に違反して

いると認める場合には、当該認証取扱業者に対し、工事設計認証に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(表示の禁止)

第三十八条の二十八 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、認証取扱業者に対し、二年以内の期間を定めて、当該各号に定める認証工事設計又は工事設計に基づく特定無線設備に第三十八条の二十六の表示を付することを禁止することができる。

一 認証工事設計に基づく特定無線設備が前章に定める技術基準に適合していない場合において、他の無線局の運用を妨害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき(第六号に掲げる場合を除く)。当該特定無線設備の認証工事設計

二 認証取扱業者が第三十八条の二十五第二項の規定に違反したとき。当該違反に係る特定無線設備の認証工事設計

三 認証取扱業者が前条の規定による命令に違反したとき。当該違反に係る特定無線設備の認証工事設計

四 認証取扱業者が不正な手段により登録証明機関による工事設計認証を受けたとき。当該工事設計認証に係る工事設計

五 登録証明機関が第三十八条の二十四第二項の規定又は同条第三項において準用する第三十八条の八第二項の規定に違反して工事設計認証をしたとき。当該工事設計認証に係る工事設計

六 前章に定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に工事設計認証を受けた工事設計が当該変更後の技術基準に適合しないとき。当該工事設計

2 総務大臣は、前項の規定により表示を付することを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

ばならない。

(準用)

第三十八条の二十九 第三十八条の二十から第三十八条の二十二までの規定は認証取扱業者について、第三十八条の二十三の規定は認証工事設計に基づく特定無線設備について準用する。この場合において、第三十八条の二十第一項中「技術基準適合証明」とあるのは「認証取扱業者が受けた工事設計認証」と、第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関による技術基準適合証明を受けた」とあるのは「認証工事設計に基づく」と、第三十八条の二十二第一項及び第三十八条の二十三第一項中「第三十八条の七第一項」とあるのは「第三十八条の二十六」と、第三十八条の二十二第二項中「は、当該」とあるのは「は、当該認証工事設計に係る」と、第三十八条の二十三第一項中「同項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

(外国取扱業者)

第三十八条の三十 登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者が外国取扱業者(外国において本邦内で使用されることとなる特定無線設備を取り扱うことを業とする者をいう。以下同じ。)である場合における当該外国取扱業者に対する第三十八条の二十一及び第三十八条の二十二の規定の適用については、第三十八条の二十一第一項及び第三十八条の二十二第一項中「命令」とあるのは「請求」とする。

2 認証取扱業者が外国取扱業者である場合における当該外国取扱業者に対する第三十八条の二十七及び第三十八条の二十八第一項第三号の規定並びに前条において準用する第三十八条の二十一及び第三十八条の二十二の規定の適用については、第三十八条の二十七並びに前条においては、第三十八条の二十一第一項及び第三十八条の二十二第一項中「命令」とあるのは「請求」とする。

2 認証取扱業者が外国取扱業者である場合における当該外国取扱業者に対する第三十八条の二十七及び第三十八条の二十八第一項第三号の規定並びに前条において準用する第三十八条の二十一及び第三十八条の二十二の規定の適用については、第三十八条の二十一第一項及び第三十八条の二十二第一項中「命令」とあるのは「請求」とする。

「請求する」と、第三十八条の二十八第一項第三号中「命令に違反した」とあるのは「請求に応じなかった」と、「当該違反」とあるのは「当該請求」と、前条において準用する第三十八条の二十一第二項及び第三項並びに第三十八条の二十二第二項中「命令」とあるのは「請求」とする。

3 第三十八条の二十八第一項の規定によるは、総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、登録証明機関による工事設計認証を受けた外国取扱業者に対し、二年以内の期間を定めて、当該各号に定める認証工事設計に基づく特定無線設備に第三十八条の二十六の表示を付することを禁止することができる。

一 総務大臣が前条において準用する第三十八条の二十第一項の規定により当該外国取扱業者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。当該報告に係る特定無線設備の認証工事設計

二 総務大臣が前条において準用する第三十八条の二十第一項の規定によりその職員に当該外国取扱業者の事業所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。当該検査に係る特定無線設備の認証工事設計

三 当該外国取扱業者が前項において読み替えて適用する前条において準用する第三十八条の二十一第一項の規定による請求に応じなかったとき。当該請求に係る特定無線設備の認証工事設計

4 総務大臣は、前項の規定により表示を付することを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

第三十八条の十五第一項中「総務大臣は」の下に「第三十八条の第二項の登録を受ける者がいないときを加え、」指定証明機関を「登録証明機関に、「第三十八条の十三第一項を第三十八条の十六第一項に、「全部若しくは一部を休止」

を「を休止し、若しくは廃止」に、「前条第二項を「前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したとき、同項に改め、「事由により」の下に「その登録に係る」を加え、「第三十八条の二第三項の規定にかかわらず」を削り、同条第三項中、「第三十八条の十三第一項の規定により技術基準適合証明の業務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し」を削り、同条を第三十八条の十八とし、同条の次に次の五条を加える。

(準用)

第三十八条の十九 第二十四条の三及び第二十四条の十一の規定は、登録証明機関の登録について準用する。この場合において、第二十四条の三中「受けた者(以下「登録点検事業者」という。）」とあるのは「受けた者」と、「登録点検事業者登録簿」とあるのは「登録証明機関登録簿」と、「年月日及び」とあるのは「及びその更新の年月日並びに」と、「前条第二項第一号及び第二号」とあるのは「第三十八条の第二項第一号から第三号まで」と、第二十四条の十一中「第二十四条の九第二項」とあるのは「第三十八条の四第一項若しくは第三十八条の十六第二項」と、「前条」とあるのは「第三十八条の十七第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

(技術基準適合証明を受けた者に対する立入検査等)

第三十八条の二十 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者に対し、当該技術基準適合証明に係る特定無線設備に関する報告をさせ、又はその職員に、当該技術基準適合証明を受けた者の事業所に立ち入り、当該特定無線設備その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条の八第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(特定無線設備等の提出)

第三十八条の二十一 総務大臣は、前条第一項の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる特定無線設備又は当該特定無線設備の検査を行うために特に必要な物件があつたときは、登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者に対し、期限を定めて、当該特定無線設備又は当該物件を提出すべきことを命ずることができる。

2 国は、前項の規定による命令によつて生じた損失を当該技術基準適合証明を受けた者に対し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

(妨害等防止命令)

第三十八条の二十二 総務大臣は、登録証明機関による技術基準適合証明を受けた特定無線設備であつて第三十八条の七第一項の表示が付されているものが、前章に定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該特定無線設備の使用により他の無線局の運用を妨害するような混信その他の妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認める場合において、当該妨害又は危害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、当該技術基準適合証明を受けた者に対し、当該特定無線設備による妨害又は危害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

(表示が付されていないものとみなす場合)

第三十八条の二十三 登録証明機関による技術基準適合証明を受けた特定無線設備であつて第三十八条の七第一項の規定により表示が付されているものが前章に定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他の無線局の運用を妨害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定無線設備は、同項の規定による表示が付されていないものとみなす。

2 総務大臣は、前項の規定により特定無線設備について表示が付されていないものとみなされたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十八条の十四の見出し中「指定を「登録」に改め、同条第一項中「指定証明機関が第三十八条の第三項各号を、登録証明機関が第三十八条の第三項各号に、」指定を「登録」に改め、同条第二項中「指定証明機関を「登録証明機関」に、」その指定を「その登録」に、定めてを「定めてその登録に係る」に改め、同項第一号中「この章を「この節」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第三十八条の六第二項、第三十八条の八第二項又は第三十八条の十一を、第三十八条の十三第一項又は第二項」に定め、同項を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「指定を「第三十八条の二第一項の登録又はその更新」に改め、同項を同項第三号とし、同条第三項中「指定を「登録」に改め、同条を第三十八条の十七とする。

第三十八条の十三第一項中「指定証明機関を「登録証明機関」に、」総務大臣の許可を受けなければならないを「その登録に係る」に改め、「の全部又は一部を削り、」してはならないを「しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない」に改め、同条第二項中「前項の許可をしたを「第一項の規定による届出があつた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 登録証明機関が技術基準適合証明の業務の全部を廃止したときは、当該登録証明機関の登録は、その効力を失う。

第三十八条の十三を第三十八条の十六とする。

第三十八条の十二の見出しを「登録証明機関に対する立入検査等」に改め、同条第一項中「指定証明機関を「登録証明機関」に、」技術基準適合証明を「その登録に係る技術基準適合証明」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第二十四条の八第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三十八条の十二第三項を削り、同条を第三十八条の十五とする。

第三十八条の十一を削る。

第三十八条の十中「指定証明機関を「登録証明機関」に改め、同条を第三十八条の十二とし、同条の次に次の二条を加える。

(登録証明機関に対する改善命令等)

第三十八条の十三 総務大臣は、登録証明機関が第三十八条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録証明機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、登録証明機関が第三十八条の六第一項又は第三十八条の八の規定に違反していると認めるときは、当該登録証明機関に対し、技術基準適合証明のための審査を行うべきこと又は技術基準適合証明の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十八条の十四 第三十八条の六第一項の規定により技術基準適合証明を求めた者は、その求めに係る特定無線設備について、登録証明機関が技術基準適合証明のための審査を行わない場合又は登録証明機関の技術基準適合証明の結果に異議のある場合は、総務大臣に対し、登録証明機関が技術基準適合証明のための審査を行うこと又は改めて技術基準適合証明のための審査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

2 総務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る登録証明機関が第三十八条の六第一項又は第三十八条の八の規定に違反していると認めるときは、当該申請に係る登録証明機関に対し、前条第二項の規定による命令をしなければならない。

3 総務大臣は、前項の場合において、前条第二項の規定による命令をし、又は命令をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、当該申請をした者に通知しなければならない。

第三十八条の九を削る。

第三十八条の八第一項中「指定証明機関は、総務省令で定めるを「登録証明機関は、その登録に係る事業の区分」に、」に「関するを」の方法その他の総務省令で定めるに、」総務大臣の許可を受け」を「当該業務の開始前に、総務大臣に届け出」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十八条の十とし、同条の次に次の一条を加える。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十六条第十一号において「財務諸表等」という)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 特定無線設備を取り扱うことを業とする者その他の利害関係人は、登録証明機関の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録証明機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて総務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第三十八条の七を削る。

第三十八条の六第一項中「指定証明機関」を「登録証明機関」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十八条の九とする。

第三十八条の五第一項中「指定証明機関」を「登録証明機関」に改め、同条第二項中「指定証明機関」は、技術基準適合証明を「登録証明機関は、前項の審査」に、「は、総務省令で定める」を、「は、別表第三の下欄に掲げる」に、「設備」を「設備であつて、第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）に、「総務省令で定める要件を備える」を「別表第四に掲げる条件に適合する知識経験を有する」に改め、「その審査を」を削り、同条を第三十八条の八とする。

第三十八条の四の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条第一項中「指定証明機関の指定を」第三十八条の二第一項の登録に、「指定証明機関の名称」を「同項の登録を受けた者（以下「登録証明機関」という。）の氏名又は名称」に、「指定に係る」を「並びに登録に係る事業の」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項中「指定証明機関は、その名称若しくは住所又は技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地を」登録証明機関は、第三十八条の二第二項第一号又は第三号に掲げる事項

に改め、同条を第三十八条の五とし、同条の次に次の二条を加える。

（技術基準適合証明等）

第三十八条の六 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあつた場合には、総務省令で定めるところにより審査を行い、当該求めに係る特定無線設備が前章に定める技術基準に適合していると認めるときに限り、技術基準適合証明を行うものとする。

2 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明をしたときは、技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種別その他総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、前項の報告を受けたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

第三十八条の七 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明をしたときは、総務省令で定めるところにより、その特定無線設備に技術基準適合証明をした旨の表示を付さなければならない。

2 何人も、前項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の三十五の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において無線設備にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付してはならない。

3 第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の三十五の規定により表示が付されている特定無線設備の変更の

工事をした者は、総務省令で定める方法により、その表示を除去しなければならない。

第三十八条の三の二の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条第一項中「指定証明機関の指定を」第三十八条の二第一項の登録に改め、同条第二項中「第三十八条の二第二項及び前条」を「第二十四条の二第五項及び第六項、第三十八条の二第二項及び第三項並びに前条第一項」に、「指定」を「登録」に、「準用を」について準用」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の十七第一項又は第二項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の二第一項から第三項まで及び第三十八条の三第一項」と読み替へるものとする。

第三十八条の三の二を第三十八条の四とする。

第三章の二中第三十八条の三十二の次に次の一節を加える。

第二節 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認

（技術基準適合自己確認等）
第三十八条の三十三 特定無線設備のうち、無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令で定めるもの（以下「特別特定無線設備」という。）の製造業者又は輸入業者は、その特別特定無線設備を、前章に定める技術基準に適合するものとして、その工事設計当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）について自ら確認することができる。

2 製造業者又は輸入業者は、総務省令で定めるところにより検証を行い、その特別特定無線設備の工事設計が前章に定める技術基準に適合するものであり、かつ、当該工事設計に基づく特

別特定無線設備のいずれかが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができることを認めるときに限り、前項の規定による確認（以下「技術基準適合自己確認」という。次項において同じ。）を行うものとする。

3 製造業者又は輸入業者は、技術基準適合自己確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出ることができ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の種別及び工事設計
三 前項の検証の結果の概要
四 第二号の工事設計に基づく特別特定無線設備のいずれかが当該工事設計に合致することの確認の方法

五 その他技術基準適合自己確認の方法等に関する事項で総務省令で定めるもの

4 前項の規定による届出をした者（以下「届出業者」という。）は、総務省令で定めるところにより、第二項の検証に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 届出業者は、第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

6 総務大臣は、第三項の規定による届出があつたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。前項の規定による届出があつた場合において、その公示した事項に変更があつたときも、同様とする。

7 総務大臣は、第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、経済産業大臣の意見を聴かなければならない。
（工事設計合致義務等）
第三十八条の三十四 届出業者は、前条第三項の規定による届出に係る工事設計（以下単に「届出

工事設計」という。)に基づく特別特定無線設備を製造し、又は輸入する場合においては、当該特別特定無線設備を当該届出工事設計に合致するようにしなければならない。

2 届出業者は、前条第三項の規定による届出に係る確認の方法に従い、その製造又は輸入に係る前項の特別特定無線設備について検査を行い、総務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(表示)

第三十八条の三十五 届出業者は、届出工事設計に基づく特別特定無線設備について、前条第二項の規定による義務を履行したときは、当該特別特定無線設備に総務省令で定める表示を付することができる。

(表示の禁止)

第三十八条の三十六 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出業者に対し、二年以内の期間を定めて、当該各号に定める届出工事設計又は工事設計に基づく特別特定無線設備に前条の表示を付することを禁止することができる。

一 届出工事設計に基づく特別特定無線設備が前章に定める技術基準に適合していない場合において、他の無線局の運用を妨害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき(第五号に掲げる場合を除く。)。当該特別特定無線設備の届出工事設計

二 届出業者が第三十八条の三十三第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。当該虚偽の届出に係る工事設計

三 届出業者が第三十八条の三十三第四項又は第三十八条の三十四第二項の規定に違反したとき。当該違反に係る特別特定無線設備の届出工事設計

四 届出業者が第三十八条の三十八において準

用する第三十八条の二十七の規定による命令に違反したとき。当該違反に係る特別特定無線設備の届出工事設計

五 前章に定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に第三十八条の三十三第三項の規定により届け出た工事設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき。当該工事設計

2 総務大臣は、前項の規定により表示を付することを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

第三十八条の三十七 総務大臣は、届出業者が前条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当した場合において、再び同項第二号から第四号までのいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、当該届出業者に対し、二年以内の期間を定めて、特別特定無線設備に第三十八条の三十五の表示を付することを禁止することができる。

2 総務大臣は、前項の規定により表示を付することを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

(準用)

第三十八条の三十八 第三十八条の二十から第三十八条の二十二まで及び第三十八条の二十七の規定は届出業者及び特別特定無線設備について、第三十八条の二十三の規定は届出工事設計に基づく特別特定無線設備について準用する。

この場合において、第三十八条の二十第一項中「当該技術基準適合証明」とあるのは、「その届出に」と、第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関による技術基準適合証明を受けた」とあるのは、「届出工事設計に基づく」と、同条及び第三十八条の二十三第一項中「第三十八条の七第一項」とあるのは、「第三十八条の三十五」と、第三十八条の二十二第一項中「は、当該」とあるのは、「は、当該届出工事設計に係る」と、第三十八条の二十三第一項中「同項」とあるのは、「同条」

と、第三十八条の二十七中「第三十八条の二十五第一項」とあるのは「第三十八条の三十四第一項」と、「工事設計認証」とあるのは「第三十八条の三十三第三項の規定による届出」と読み替えるものとする。

第三十九条の二の見出しを(指定講習機関の指定)に改め、同条第五項第三号中「次項において準用する第三十八条の十四第一項を」と第三十九条の十一第一項に改め、同条第八項を削る。

第三十九条の三を第三十九条の十三とし、第三十九条の二の次に次の十条を加える。

(指定の公示等)

第三十九条の三 総務大臣は、指定講習機関の指定をしたときは、指定講習機関の名称及び住所、指定に係る区分、講習の業務を行う事務所の所在地並びに講習の業務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定講習機関は、その名称若しくは住所又は講習の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十九条の四 講習の業務に従事する指定講習機関の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務規程)

第三十九条の五 指定講習機関は、総務省令で定める講習の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可をした業務規程が講習の業務の適正かつ確実な実施をする上で不適当なものとなつたと認めるときは、指定講習機

関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(指定講習機関の事業計画等)

第三十九条の六 指定講習機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定講習機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十九条の七 指定講習機関は、総務省令で定めるところにより、講習に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第三十九条の八 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定講習機関に対し、講習の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第三十九条の九 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定講習機関に対し、講習の業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定講習機関の事業所に立ち入り、講習の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十九條の十 指定講習機関は、総務大臣の許可を受けなければ、講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 総務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十九条の十一 総務大臣は、指定講習機関が第三十九条の二第五項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

総務大臣は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十九条の第三項、第三十九条の第五項、第三十九条の六、第三十九条の七又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第三十九条の二第四項各号(第四号を除く。)のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

三 第三十九条の五第二項又は第三十九条の八の規定による命令に違反したとき。

四 第三十九条の五第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで講習の業務を行ったとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

総務大臣は、第一項若しくは前項の規定によ

り指定を取り消し、又は同項の規定により講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十九条の十二 総務大臣は、指定講習機関が第三十九条の十第一項の規定により講習の業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定講習機関に対し講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定講習機関が天災その他の事由により講習の

2 総務大臣は、前項の規定により講習の業務を行ふこととし、又は同項の規定により行つてい

る講習の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3 総務大臣が、第一項の規定により講習の業務を行うこととし、第三十九条の十第一項の規定により講習の業務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における講習の業務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

第四十六條第四項第三号中「第四十七條の四」を「第四十七條の五」に、「第三十八條の十四第一項」を「第三十九條の十一第一項」に改める。

第四十七条の二第三項中「第四十七条の四」を「第四十七条の五」に、「第三十八条の八第一項」を「第三十九条の五第一項」に改める。

第四十七條の四を削る。
第四十七條の三の見出しを「(指定試験機関の事

業計画等」に改め、同条を第四十七条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

(準用)

第四十七條の五 第三十九條の二第四項(第四号を除く。)、第三十九條の三、第三十九條の五、

第三十九条の六第二項及び第三十九条の七から第三十九条の十二までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、第三十

九条の二第四項中「第二項」とあるのは「第四十六條第二項」と、同項、第三十九條の三第一項及び第二項、第三十九條の五、第三十九條の八、第三十九條の九第一項、第三十九條の十第一項、第三十九條の十一第二項及び第三項並びに第三十九條の十二中「講習の業務」とあり、並びに第三十九條の七中「講習」とあるのは、第四

(秘密保持義務等)

第四十七条の三 指定試験機関の役員若しくは職員（試験員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り

得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、

法令により公務に従事する職員とみなす。
第七十一条の三第十一項を次のように改める。

11 第三十九条の二第四項(第四号を除く)、第三十九条の三、第三十九条の五、第三十九条の七から第三十九条の十二まで、第四十六条第四

項、第四十七條の二第一項及び第三項、第四十七條の三並びに第四十七條の四の規定は、指定

周波数変更対策機関について準用する。この場合において、第三十九条の二第四項及び第四十六條第四項中「第二項の申請」とあるのは、「第七

十一條の三第二項の申請」と、第三十九條の二第四項、第三十九條の三第二項、第三十九條の五、第三十九條の八、第三十九條の九第一項、第三十九條の十第一項、第三十九條の十一第二項及び第三項並びに第三十九條の十二中「講習の業務」とあり、第三十九條の七中「講習」とあり、並びに第四十七條の三中「試験事務」とある

のは「特定周波数変更対策業務」と、第三十九条

の二第四項第三号中「講習が」とあるのは「特定周波数変更対策業務が」と、第三十九条の三中「指定に係る区分、講習の業務を行う事務所の三中所在地並びに講習の業務」とあるのは「特定周波数変更対策業務」とあるのは、

数変更対策業務を行う事務所の所在地並びに特定周波数変更対策業務」と、第三十九条の十一

第一項中「第三十九条の二第五項」とあるのは「第四十六条第四項」と、同条第二項第一号中

「第三十九条の六、第三十九条の七又は前条第一項」とあるのは「第三十九条の七、前条第一

項、第四十七條の四又は第七十一條の三第五項、第七項若しくは第八項」と、同項第三号中

「又は第三十九条の八」とあるのは、「第三十九条の八又は第四十七条の二第三項」と、第三十

九条の十二第二項中「第三十九条の二第三項」とあるのは「第七十一条の三第三項」と、第四十六条第四項第三号及び第四十七条の二第三項中

「第四十七条の五」とあるのは「第七十一条の三
第十一項」と、同項中「役員又は試験員」とある
のは「役員」と、第四十七条の三中「職員（試験員

を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

第七十三條第三項中「第二十四條の九第一項の認定を」第二十四條の十三第一項の登録に、認定に」を登録に」に改め、同条第六項中「第三十八

案の十二第二項を「第三十九条の九第二項」に、
準用」を「について準用」に改める。

第七十六条第三項第一号中「第二十七条の五第一項第四号」を「第二十七条の五第五項第四号」に改める。

第八十二条第三項中「第三十八条の十二第二項」を「第三十九条の九第二項」に、「準用」を「準用」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「第八条第一項第三号」を「第八条第四項(競争の実施)、同条第五項第三号」に改め、「第二十四条の二第一項事業者の点検能力の認定」を削り、「第二十七条

の五第三項を「第二十七條の五第四項(競争の実施、同条第七項)に、第三十八條の五第二項第三十八條の十七第五項及び第二百二條の十八第八項を、第三十八條の八第二項(第三十八條の二十四第三項及び第三十八條の三十一第四項)に改め、(義務等)の下に、第三十八條の三十三第一項(特別特定無線設備)を加え、第三十九條の三十三第一項を、第三十九條の十三ただし書に、(方法)並びに(を)方法、に、(の)規定を、同条第九項(電波利用料の徴収等)の規定に改め、同条第三十八條の六第二項(第二百二條の十八第八項において準用する場合を含む。)の規定による指定証明機関の証明員若しくは指定校正機関の校正員の解任の命令、第三十八條の十四第二項(第三十九條の二第六項、第四十七條の四)を若しくは第三十九條の十一第二項(第四十七條の五)に、及び第二百二條の十八第八項を、及び第二百二條の十八第八項の三第三項に改め、(指定証明機関)を削り、(第七十一條の三第十一項)の下に、及び第二百二條の十八第十項を加え、(役員若しくは)を(役員)に改め、(試験員)の下に若しくは指定校正機関の校正員を加え、同項第四号中「第二十七條の五第一項」の下に若しくは第二項を加え、第三十八條の二第一項の規定による指定証明機関の指定を削る。

役員又は当該試験員を、当該役員、当該試験員又は当該校正員に改める。

第二百二條の十六第二項中「第三十八條の十二第二項を、第三十九條の九第二項に、(準用)を、ついで準用」に改める。

第二百二條の十七第三項中「第六項を、第五項に、第三十八條の八第一項を、第三十九條の五第一項に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第三十九條の二第五項(第一号を除く)、第三十九條の三、第三十九條の五、第三十九條の六、第三十九條の八、第三十九條の九、第三十九條の十一及び第四十七條の三の規定は、セクターについて準用する。この場合において、第三十九條の二第五項中「第二項の申請」とあるのは「第百二條の十七第一項の申請」と、第三十九條の三第一項中「指定に係る区分、講習の業務を行う事務所の所在地並びに講習」とあるのは「第百二條の十七第二項に規定する業務を行う事務所の所在地並びに同項に規定する」と、同条第二項、第三十九條の八並びに第三十九條の十一第二項(第四号を除く)及び第三項中「講習」とあるのは「第百二條の十七第二項に規定する」と、第三十九條の五中「講習」とあるのは「第百二條の十七第二項第一号及び第二号に掲げる」と、第三十九條の九第一項中「対し、講習」とあるのは「対し、第百二條の十七第二項に規定する」と、(立ち入り、講習の)とあるのは「立ち入り、同項に規定する」と、第三十九條の十一第二項第一号中、第三十九條の六、第三十九條の七又は前条第一項とあるのは「又は第三十九條の六」と、同項第二号中「第三十九條の二第四項各号(第四号を除く)のいずれかに適合しなくなった」とあるのは「第百二條の十七第二項に規定する業務を適正かつ確実に実施すること」ができない」と、同項第四号中「講習の」とあるのは「第百二條の十七第二項第一号又は第二号に掲げる」と、第四十七條の三中「試験事

務」とあるのは「第百二條の十七第二項第一号に掲げる業務」と、同条第一項中「職員(試験員を含む。次項において同じ。)」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

第二百二條の十八第八項を削り、第七項を第十二項とし、第六項を第十一項とし、第五項を第十項とし、第四項の次に次の五項を加える。

5 総務大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定校正機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、校正の業務の実施の方法その他の事項についての校正の業務の実施に関する計画が校正の業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 前号の校正の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる財政的基礎を有するものであること。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じ総務省令で定める構成員の構成が校正の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前号に定めるもののほか、校正が公正になるおそれがないものとして、総務省令で定める基準に適合するものであること。

五 その指定をすることによつて校正の業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

6 総務大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定校正機関の指定をしてはならない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

二 第十三項において準用する第三十九條の十第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があること。

7 指定校正機関の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

8 第二項、第五項及び第六項の規定は、前項の指定の更新について準用する。

9 指定校正機関は、校正を行うときは、総務省令で定める測定器その他の設備を使用し、かつ、総務省令で定める要件を備える者(以下「校正員」という。)にその校正を行わせなければならない。

第百二條の十八に次の一項を加える。

13 第三十九條の三、第三十九條の五から第三十九條の九まで、第三十九條の十一並びに第四十七條の二第二項及び第三項の規定は、指定校正機関について準用する。この場合において、第三十九條の三第一項中「指定に係る区分、講習の業務を行う事務所の所在地並びに講習」とあるのは「校正の業務を行う事務所の所在地並びに校正」と、同条第二項、第三十九條の五、第三十九條の七、第三十九條の八、第三十九條の九第一項並びに第三十九條の十一第二項及び第三項中「講習」とあるのは「校正」と、第三十九條の十一第一項中「第三十九條の二第五項各号(第三号)とあるのは「第百二條の十八第六項各号(第二号)と、同条第二項第一号中「又は前条第一項」とあるのは、第四十七條の二第二項又は第百二條の十八第九項若しくは第十一項」と、同項第二号中「第三十九條の二第四項各号(第四号)とあるのは「第百二條の十八第五項各号(第五号)と、同項第三号中「又は第三十九條の八」とあるのは、第三十九條の八又は第四十七條の二第三項と、第四十七條の二第二項中「試験員」とあるのは「役員又は校正員」と、同条第三項中「役員又は試験員」とあるのは「校正員」と、第四十七條の五とあるのは「第百二條の十八

第十三項」と読み替えるものとする。

第百三十三條第一項第四号中「認定を申請する」を「登録を受けようとする」に改め、同項第五号中「第二十四條の九第一項」を「第二十四條の十三第三項」に、「認定を申請する」を「登録を受けようとする」に改め、同項第二十号を第二十二号とし、第十九号を第二十一号とし、同項第十八号中「免許状」の下に、「登録証」を加え、同項第二十号とし、同項第十二号から第十七号までを二十号ずつ繰り下げ、同項第十一号中第三十八條の十六第一項の規定による認証(指定証明機関が行うものを除く。)を「第三十八條の二十四第三項において準用する第三十八條の十八第一項の規定による工事設計認証」に、「申請する」を「求める」に改め、同項を同項第十三号とし、同項第十号中「技術基準適合証明(指定証明機関が行うものを除く。)」を「第三十八條の十八第一項の規定による技術基準適合証明」に、「申請する」を「求める」に改め、同項を同項第十二号とし、同項第九号の次の二号を加える。

十 第三十八條の二第一項の規定による登録を受けようとする者

十一 第三十八條の四第一項の規定による登録の更新を受けようとする者

第百三十三條の二第一項中「次の表の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額を「総務省令で定める算定基準に従い総務大臣が決定する金額」に改め、同項の表を削り、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 前項の総務省令は、電波利用料の金額に電波の経済的価値が適切に反映されるように定められなければならない。

3 第八條第二項又は第二十七條の五第二項の競争を経て免許を与えられた免許人に対する第一項の規定の適用については、同項中「総務省令で定める算定基準に従い総務大臣が決定する金額」とあるのは、「第八條第二項又は第二十七條の五第二項の競争における当該免許人に係る競

落額に相当する金額」とする。

4 第一項の規定は、第二十七條第一項の規定により免許を受けた無線局の免許人には、適用しない。

第百三十三條の二第五項及び第六項を削り、同条第七項中「及び第三項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第八項中「(包括免許人を除く。)」を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項から第十四項までを二項ずつ繰り上げる。

第百三十三條の三を次のように改める。

第百三十三條の三 政府は、毎会計年度、当該年度の電波利用料の収入額の予算額に相当する金額の一部を、予算で定めるところにより、次に掲げる事務その他の電波の適正な利用の確保に關し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用の財源に充てるものとする。

一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探查

二 総合無線局管理ファイル(全無線局について第六條第一項及び第二項並びに第二十七條の三の書類並びに免許状に記載しなければならぬ事項その他の無線局の免許に關する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう。)の作成及び管理

三 電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を定めるために行う試験及びその結果の分析

四 特定周波数変更対策業務(第七十一條の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。)

第百三十三條の二を削る。

第百三十三條の二を削る。

第百三十三條の二を削る。

「指定試験機関」に改め、同条第一項及び第二項中「指定証明機関又は」を削る。

第百九十九條の二中「第三十八條の七第一項(第四十七條の四)」を「第四十七條の三第一項」に改め

る。

第百十條中「一」を「いずれかに」に、「五十万円」を「百万円」に改め、第八号及び第九号を次のように改める。

八 第三十八條の二十二第一項(第三十八條の二十九及び第三十八條の三十八において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

九 第三十八條の二十八第一項(第一号に係る部分に限る。)、第三十八條の三十六第一項(第一号に係る部分に限る。)(又は第三十八條の三十七第一項の規定による禁止に違反した者

第百十條第十号を削る。

第百十條の二中「第三十八條の十四第二項(第三十九條の二第六項、第四十七條の四)」を「第三十九條の十一第二項(第四十七條の五)」に、「第百二條の十八第八項」を「第百二條の十八第十三項」に改め、「指定証明機関」を削り、同条を第百十條の三とし、第百十條の次に次の一条を加える。

第百十條の二 二次の各号のいずれかに該當する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八條の十七第二項(第三十八條の二十四第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

二 第百二條の六の規定に違反して、障害原因部分に係る工事を自ら行い、又はその請負人に行わせた者

三 第百二條の八第一項の規定に基づく命令に違反して、高層部分に係る工事を停止せず、若しくはその請負人に停止させない者又は当該工事を自ら行い、若しくはその請負人に行わせた者

第百十條の三の次に次の一条を加える。

第百十條の四 第九十九條の九の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百十二條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第三十八條の二第七項又は第八項」を「第三十八條の七第二項又は第三項」に改める。

第百十三條中「一」を「いずれかに」に改め、第十五号を第二十二号とし、第五号から第十四号までを七号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第三十九條の三」を「第三十九條の十三」に改め、同項を同条第十一号とし、同条第三号中「第三十八條の十六第六項」を「第三十八條の二十第一項(第三十八條の二十九及び第三十八條の三十八において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第七号とし、同項の次に次の三号を加える。

八 第三十八條の二十一第一項(第三十八條の二十九及び第三十八條の三十八において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

九 第三十八條の三十三第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

十 第三十八條の三十三第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者

第百十三條第二号の次に次の四号を加える。

三 第三十八條の六第二項(第三十八條の二十四第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第三十八條の十二(第三十八條の二十四第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

五 第三十八條の十五第一項(第三十八條の二十四第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十八條の十五第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第三十八條の十六第一項(第三十八條の二十四第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで業務を廃止し、又は虚偽の届出をした者

第百十三條の二中「一」を「いづれかに」に改め、「指定証明機関」を削り、同条第一号中「第三十八條の十(第三十九條の二第六項、第四十七條の四)」を「第三十九條の七(第四十七條の五)」に、「第百二條の十八第八項」を「第百二條の十八第十三項」に改め、同条第二号中「第三十八條の十二第一項(第三十九條の二第六項、第四十七條の四)」を「第三十九條の九第一項(第四十七條の五)」に、「第百二條の十八第八項」を「第百二條の十八第十三項」に、「以下」を「以下この号において」に、「第三十八條の十二第一項」を「第三十九條の九第一項」に改め、同条第三号中「第三十八條の十三第一項(第三十九條の二第六項、第四十七條の四)」を「第三十九條の十第一項(第四十七條の五)」に改め、「技術基準適合証明の業務の全部」を削り、同条第四号中「第百二條の十八第六項」を「第百二條の十八第十一項」に改める。

第百十四條中「第百十條及び第百十一條から第百十三條まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対して」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第百十條(第八号及び第九号に係る部分に限る。)一億円以下の罰金刑

二 第百十條(第八号及び第九号に係る部分を除く。)、第百十條の二又は第百十一條から第百十三條まで 各本条の罰金刑

第百十六條中「一」を「いづれかに」に改め、第十一号を削り、第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十 第三十八條の五第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第三十八條の十一第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による請求を拒んだ者

十二 第三十八條の三十三第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百十六條第七号を同条第八号とし、同条第六号中「第二十四條の七」を「第二十四條の十一」に、「認定証」を「登録証」に改め、同条第七号とし、同条第五号中「第二十四條の六第一項」を「第二十四條の九第一項」に、「届出をしない」を「届出をせず、又は虚偽の届出をした」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号中「第二十四條の五第二項」を「第二十四條の六第二項」に、「届出をしない」を「届出をせず、又は虚偽の届出をした」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十四條の五第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則の次に別表として次の四表を加える。

別表第一(第二十四條の二関係)

一 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、航空無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、陸上特殊無線技術士又は第一級アマチュア無線技術士の資格を有すること。

二 外国の政府機関が発行する前号に掲げる資格に相当する資格を有する者であることの証明書を有すること。

三 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に二年以上従事した経験を有すること。

四 学校教育法による大学、高等専門学校、高

等学校又は中等教育学校に相当する外国の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に二年以上従事した経験を有すること。

別表第二(第二十四條の二関係)

- 一 周波数計
- 二 スペクトル分析器
- 三 電界強度測定器
- 四 高周波電力計
- 五 電圧電流計
- 六 標準信号発生器

別表第三(第二十四條の二、第三十八條の三、第三十八條の八関係)

事業の区分		測定器その他の設備
一 第三十八條の二第一項第一号の事業	一	周波数計
	二	スペクトル分析器
	三	電界強度測定器
	四	オシロスコープ
	五	高周波電力計
	六	電力測定用受信機
	七	スプリース電力計
	八	電圧電流計
	九	低周波発生器
	十	擬似音声発生器
	十一	擬似信号発生器
	十二	擬似信号発生器
二 第三十八條の二第二項第二号の事業	一	一の項の下欄に掲げるもの
	二	変調度計
	三	比吸収率測定装置
三 第三十八條の二第二項第三号の事業	四	直線検波器
	五	ひずみ率雑音計
	六	二の項の下欄に掲げるもの
三 標準信号発生器	七	標準信号発生器
	八	標準信号発生器

別表第四(第三十八條の三、第三十八條の八関係)

一 学校教育法による大学(短期大学を除く。第四号において同じ。)若しくは旧大学令(大正七年勅令第三十八号)による大学において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級陸上無線技術士の資格を有する者

二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において無

者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において無

線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験を有すること。

三 外国の政府機関が発行する前号に掲げる資格に相当する資格を有する者であることの証明書を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験を有すること。

四 学校教育法による大学に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

五 学校教育法による短期大学又は高等専門学校に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験を有すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定及び第九十九条の十一第一項第一号の改正規定(第三十八条の五第二項(第三十八条の十七第五項及び第九十二条の十八第八項)を「第三十八条の八第二項(第三十八条の二十四第三項及び第三十八条の三十一第四項)に改める部分及び(義務等)」の下に、「第三十八条の三十三第一項(特別特定無線設備)」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(認定点検事業者等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の電波法(以下「旧法」という。)第二十四条の二第二項又は第二十四条の九第一項の規定

により認定を受けている者は、この法律の施行の日に、この法律による改正後の電波法(以下「新法」という。)第二十四条の二第二項又は第二十四条の十三第一項の規定により登録を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第二十四条の二第二項又は第二十四条の九第一項の規定による認定の申請は、新法第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の規定による登録の申請とみなす。

3 この法律の施行前に旧法第二十四条の二第一項又は第二十四条の九第一項の規定により認定を受けている者が行った当該認定に係る点検は、新法第二十四条の二第二項又は第二十四条の十三第一項の規定により登録を受けた者が行った当該登録に係る点検とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第二十四条の三第一項(旧法第二十四条の九第二項において準用する場合を含む。)の規定により交付されている認定証は、新法第二十四条の四第一項(新法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。)の規定により交付された登録証とみなす。

(指定証明機関等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧法第三十八条の二第二項の規定により指定を受けている者は、この法律の施行の日に、新法第三十八条の二第二項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第三十八条の四第一項に規定する期間は、旧法による指定又は指定の更新の日から起算するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧法第三十八条の十七第一項の規定により承認を受けている者は、この法律の施行の日に、新法第三十八条の三十一第一項の規定により承認を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現にされている旧法第三十八条の二第二項の規定による指定の申請、旧

法第三十八条の三の二第二項の規定による指定の更新の申請又は旧法第三十八条の十七第一項の規定による承認の申請は、それぞれ新法第三十八条の二第二項の規定による登録の申請、新法第三十八条の四第一項の規定による登録の更新の申請又は新法第三十八条の三十一第一項の規定による承認の申請とみなす。

(技術基準適合証明等に関する経過措置)
第四条 この法律の施行の際現にされている旧法第三十八条の二第四項の規定による技術基準適合証明の申請、旧法第三十八条の十七第五項において準用する旧法第三十八条の二第四項の規定による証明の申請又は第三十八条の十六第一項若しくは第三十八条の十七第六項の規定による認定の申請については、それぞれ新法第三十八条の六第一項(新法第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。)の規定による技術基準適合証明の求め又は第三十八条の二十四第一項若しくは第三十八条の三十一第五項の規定による工事設計認証の求めとみなす。

2 この法律の施行前に旧法第三十八条の二第四項の規定により技術基準適合証明を受けた無線設備又は旧法第三十八条の十七第五項において準用する旧法第三十八条の二第四項の規定により証明を受けた無線設備については、新法第三十八条の六第一項(新法第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。)の規定により技術基準適合証明を受けた無線設備であつて新法第三十八条の七第一項(新法第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されているものとみなす。

3 この法律の施行前に旧法第三十八条の十六第一項又は第三十八条の十七第六項の規定により認定を受けている工事設計は、新法第三十八条の二十四第二項(新法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計認証を受けた工事設計とみなす。

4 この法律の施行前に旧法第三十八条の十六第一項又は第三十八条の十七第六項の規定により認定を受けている者は、この法律の施行の日に、新法第三十八条の二十四第二項(新法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計認証を受けた工事設計とみなす。

一項又は第三十八条の十七第六項の規定により認定を受けている者は、この法律の施行の日に、新法第三十八条の二十四第二項(新法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計認証を受けたものとみなす。この場合において、旧法第三十八条の十六第一項又は第三十八条の十七第六項の規定により認定を受けている者は、新法第三十八条の二十五第二項(新法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定による義務を履行したものとみなす。

5 この法律の施行前に旧法第三十八条の十六第一項又は第三十八条の十七第六項の規定により認定を受けた工事設計に基づく特定無線設備であつて旧法第三十八条の十六第五項(旧法第三十八条の十七第八項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されているものについては、新法第三十八条の二十四第二項(新法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計認証を受けた工事設計に基づく特定無線設備であつて新法第三十八条の二十六(新法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されているものとみなす。

6 新法第三十八条の二十二(新法第三十八条の二十九並びに第三十八条の三十一第四項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に旧法第三十八条の二第四項の規定により技術基準適合証明を受けた無線設備、旧法第三十八条の十七第五項において準用する旧法第三十八条の二第四項の規定により証明を受けた無線設備及び旧法第三十八条の十六第三項(旧法第三十八条の十七第八項において準用する場合を含む。)の規定により認定を受けた工事設計に基づく特定無線設備であつて旧法第三十八条の十六第五項(旧法第三十八条の十七第八項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されているものについては、適用しない。

特定無線設備であつて(二)の表示が付されているものが技術基準に適合しておらず、かつ、当該無線設備の使用により妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めると

きは、当該技術基準適合証明を受けた者に
対し、当該特定無線設備による妨害又は危
害の拡大を防止するために必要な措置を講
ずべきことを命ずることができることとす
ること。

(四) 技術基準適合証明を受けた特定無線設備
であつて(二)の表示が付されているものが技
術基準に適合しておらず、かつ、当該無線
設備の使用により妨害又は人体への危害を
与えるおそれがあると認める場合におい
て、総務大臣が特に必要があると認めるこ
ときは、当該特定無線設備は、(二)の表示が付
されていないものとみなすこととするこ
と。

(五) その他技術基準適合証明を受けた者に
ついで所要の規定を設けることとするこ
と。
4 登録証明機関による特定無線設備の工事設
計認証

(一) 登録証明機関は、特定無線設備を技術基
準に適合するものとして、その工事設計
(当該工事設計に合致することの確認の方
法を含む。)について認証(以下「工事設計認
証」という。)を行うものとし、所要の規定
を整備すること。

(二) 登録証明機関による工事設計認証を受け
た者(以下「認証取扱業者」という。)は、当
該工事設計認証に係る工事設計(以下「認証
工事設計」という。)に基づく特定無線設備
を取り扱う場合は、当該認証工事設計に合
致するようにしなければならないことと
し、総務大臣は、認証取扱業者がこれに違
反していると認める場合には、工事設計認
証に係る確認の方法を改善するために必要
な措置をとるべきことを命ずることができ
ることとする。

(三) 認証取扱業者は、工事設計認証に係る確
認の方法に従い、その取扱に係る特定無
線設備について検査を行い、その検査記録

を作成し、これを保存しなければならない
こととし、これらの義務を履行したとき
は、認証工事設計に基づく特定無線設備に
ついて、総務省令で定める表示を付するこ
とができることとする。

(四) 総務大臣は、認証取扱業者が(二)の命令に
違反し、又は(三)の検査を行わない等の場合
には、認証取扱業者に対し、二年以内の期
間を定めて、認証工事設計等に基づく特定
無線設備に表示を付することを禁止するこ
とができることとする。

(五) その他認証取扱業者について3の(三)及び
(四)と同様の規定その他の所要の規定を設け
ることとする。

5 届出業者による特別特定無線設備の技術基
準適合自己確認

(一) 特定無線設備のうち総務省令で定めるも
の(以下「特別特定無線設備」という。)の製
造業者又は輸入業者は、その特別特定無線
設備を、技術基準に適合するものとして、
その工事設計について自ら確認することが
できることとする。

(二) 製造業者又は輸入業者は、検証を行い、
その特別特定無線設備の工事設計が技術基
準に適合するものであり、かつ、当該工事
設計に基づく特別特定無線設備のいずれも
が当該工事設計に合致するものとなること
を確認することができると認めるときに限
り、(一)の確認(以下「技術基準適合自己確
認」という。)を行うものとする。

(三) 製造業者又は輸入業者は、技術基準適合
自己確認をしたときは、(二)の検証の結果の
概要等の事項を総務大臣に届け出ることが
できることとする。

(四) 総務大臣は、届出業者が(三)について虚偽
の届出をした等の場合において、再びこれ
らに該当するおそれがあると認めるとき
は、届出業者に対し、二年以内の期間を定

めて、特別特定無線設備に表示を付するこ
とを禁止することができることとするこ
と。

(五) 届出業者について、3の(三)及び(四)並びに
4の(二)から(四)までと同様の規定その他の所
要の規定を設けることとする。

6 競争による予備免許の付与等

(一) 総務大臣は、適当と認める場合には、工
事設計が技術基準に適合すること等の要件
に適合している申請者の競争によって、無
線局の予備免許又は包括免許を与えるこ
とができることとする。

(二) (一)の競争は、電波利用料の一年間当たり
の額について、競りの方法をもって行うも
のとする。

(三) (一)の競争を経て与えられる免許(義務船
舶局及び義務航空機局の免許を除く。)の有
効期間は、二十年を超えない範囲内におい
て総務大臣が定める期間とすること。

(四) その他競争による予備免許の付与等につ
いて所要の規定を整備すること。

7 電波利用料の徴収等

(一) 免許人は、電波利用料として、総務省令
で定める算定基準に従い総務大臣が決定す
る金額を国に納めなければならないことと
すること。

(二) (一)の総務省令は、電波利用料の金額に電
波の経済的価値が適切に反映されるように
定められなければならないこととするこ
と。

(三) 6の(一)の競争を経て免許を与えられた免
許人が納めるべき電波利用料の金額は、当
該競争における当該免許人に係る競争額に
相当する金額とすること。

(四) その他電波利用料の徴収等について所要
の規定を整備すること。

8 その他
罰則について所要の規定を設けることその
他規定の整備をすること。

9 施行期日等

(一) この法律の施行期日、経過措置等につい
て定めること。
(二) その他関係法律について所要の改正を行
うこと。

二 議案の否決理由

競争による無線局の予備免許又は包括免許の
付与の制度を新設する等の措置を講じようとする
本案は、妥当でないものと認め、否決すべき
ものと議決した。

平成十五年五月八日

総務委員長 遠藤 武彦
衆議院議長 綿貫 民輔殿

通信・放送委員会設置法案

右の議案を提出する。

平成十五年四月二十三日

提出者

武正 公一 安住 淳
玄葉光一郎 中村 哲治

賛成者
阿久津幸彦外百十名

通信・放送委員会設置法

(目的)

第一条 この法律は、通信・放送委員会の設置並
びに任務及びこれを達成するため必要となる明
確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所
掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な
組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九
号)第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣
府の外局として、通信・放送委員会(以下「委員
会」という。)を設置する。

(任務)

第三条 委員会は、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通及び電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進を図るための規律に関する事務を行うことを任務とする。

(所掌事務)

第四条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信(以下「情報の電磁的流通」という。)のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律その他情報の電磁的流通の規律に関すること。

二 電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。)の発達、改善及び調整のための規律に関すること。

三 日本放送協会に関すること。

四 非常事態における重要通信の確保に関すること。

五 周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること。

六 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること。

七 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること。

八 電波の利用の促進に関すること。

九 有線電気通信設備及び無線設備(高周波利用設備を含む。)に関する技術上の規格に関すること。

十 所掌事務に関し、条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めに協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。

十一 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

十二 所掌事務に係る国際協力に関すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

(職権の行使)

第五条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第六条 委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。

(委員長及び委員の任命)

第七条 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、情報の電磁的流通及び電波の利用に係る規律に関し、公正な判断をすることができ、かつ、高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができない。

一 破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 電気通信事業者、放送事業者、有線放送事業者を含む)、電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者、有線電気通信設備若しくは無線設備(高周波利用設備を含む。)の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)次号において同じ。若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

定する電気通信役務利用放送事業者、有線電気通信設備若しくは無線設備(高周波利用設備を含む。)の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)次号において同じ。若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなった場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかった委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項の規定により委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(規則の制定)

第十四条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、通信・放送委員会規則を制定することができる。

(資料提出の要求等)

第十五条 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(国会に対する報告)

第十六条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(事務総局)

第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務総局を置く。

2 事務総局に事務総長を置く。

3 事務総長は、事務総局の局務を統理する。

4 事務総局に官房及び局を置く。

5 内閣府設置法第五十三条第四項から第六項まで及び第六十三条(第五項を除く。)の規定は、前項の官房及び局の設置、所掌事務の範囲及び内部組織について準用する。

6 第四項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、三以内とする。

(地方事務所)

第十八条 委員会の事務総局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。

2 前項の地方事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 第一項の地方事務所には、所要の地にその支所を置き、地方事務所の事務を分掌させることができる。

4 前項の支所の名称、位置及び管轄区域は、内閣府令で定める。

(罰則)

第十九条 第十一条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(任命のために必要な行為)

2 第七条第一項の規定による委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(委員長及び委員の任命手続の特例)

3 第七条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に任命される委員会の委員長及び委員の任命について準用する。

(委員の任期の特例)

4 この法律の施行後最初に任命される委員のうち二人の任期は、第八条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、四年とする。

(関係法律の整理)

5 この法律の施行に伴う関係法律の整理については、別に法律で定める。

理 由

通信及び放送の分野における規律に関する事務を公正かつ中立に行わせるため、内閣府の外局として、通信・放送委員会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約一八四億円の見込みである。

通信・放送委員会設置法案(武正公一君外三名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、通信・放送委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とするもので、その要旨は次のとおりである。

1 設置

内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、通信・放送委員会(以下「委員会」という。)を設置すること。

2 任務

委員会は、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通及び電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進を図るための規律に関する事務を行うことを任務とする。

3 所掌事務

委員会は、2の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどること。

(一) 情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律その他情報の電磁的流通の規律に関すること。

(二) 電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。)の発達、改善及び調整のための規律に関すること。

(三) 日本放送協会に関すること。

(四) 非常事態における重要通信の確保に関すること。

(五) 周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること。

(六) 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること。

(七) 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響

による被害の防止又は軽減に関すること。

(八) 電波の利用の促進に関すること。

(九) 有線電気通信設備及び無線設備(高周波利用設備を含む。)に関する技術上の規格に関すること。

(十) 所掌事務に関し、条約又は法律・法律に基づき命令を含む。)で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めに協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。

(十一) 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

(十二) 所掌事務に係る国際協力に関すること。

(十三) (一)から(十)までに掲げるもののほか、法律(法律に基づき命令を含む。)に基づき委員会に属せられた事務

職権の行使

4 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うこと。

5 組織

委員会は、委員長及び委員四人をもって組織すること。

6 委員長及び委員の任命

(一) 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、情報の電磁的流通及び電波の利用に係る規律に関し、公正な判断をすることができ、かつ、高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。

(二) 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、(一)にかかわらず、(一)の資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

(三) (二)の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬこと。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならないこと。 (四) 次のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができないこと。 (1) 破産者で復権を得ないもの (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 (4) 電気通信事業者、放送事業者(有線放送事業者を含む。)、電気通信役務利用放送事業者、有線電気通信設備若しくは無線設備(高周波利用設備を含む。)の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。) (5) (4)の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。) (五) 委員長及び委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党に属することとなつてはならないこと。 7 任期 (一) 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とすること。 (二) 委員長及び委員は、再任されることができ、再任すること。 8 身分保障 委員長及び委員は、次のいずれかに該当す	通信・放送委員会設置法案及び同報告書 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び同報告書 事してはならないこと。 (四) 委員長及び委員の給与は、別に法律で定めること。 11 委員長 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表すること。 12 会議 (一) 委員会は、委員長が招集すること。 (二) 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができないこと。 (三) 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによること。 (四) 委員会が8の(二)による認定をするには、(三)にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならないこと。 規則の制定 13 委員会 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、通信・放送委員会規則を制定することができること。 14 資料提出の要求等 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができること。 15 国会に対する報告 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならないこと。 16 事務総局 (一) 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務総局を置くこと。 (二) 事務総局に事務総長を置くこと。 (三) 事務総長は、事務総局の局務を統理すること。 (四) 事務総局に官房及び局を置き、それらの	9 罷免 (一) 内閣総理大臣は、委員長又は委員が8の(一)又は(二)に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならないこと。 (二) 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち二人が既に属している政党に新たに属するに至った委員長又は委員を直ちに罷免するものとする。 (三) 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなつた場合(二)に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかつた委員長又は委員を罷免することはできないものとする。 10 服務等 (一) 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も、同様とすること。 (二) 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならないこと。 (三) 委員長及び委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従	17 数 数は三以内とすること。 18 地方事務所 委員会の事務総局の地方機関として、所要の地に地方事務所及びその支所を置くこと。 19 罰則 10の(一)に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処すること。 20 施行期日 この法律は、平成十六年四月一日から施行すること。 その他 その他所要の規定を設けること。 二 議案の否決理由 内閣府の外局として、通信・放送委員会を設置しようとする本案は、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した。 三 本案施行に要する経費 本案施行に要する経費は、平年度約百八十四億円と見込まれている。 四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨 国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して片山総務大臣より「政府としては、反対である。」旨の意見が述べられた。 右報告する。 平成十五年五月八日 総務委員長 遠藤 武彦 衆議院議長 綿貫 民輔殿 電波法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。 平成十五年二月十日 内閣総理大臣 小泉純一郎 電波法の一部を改正する法律案 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
--	---	---	---

目次中「第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明(第三十八條の二―第三十八條の十八)」を「第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明(第三十八條の二―第三十八條の十八)」を「第一節 特定無線設備の技術基準適合証明(第三十八條の二―第三十八條の十八)」と改める。

第四條第二号中「市民ラジオの無線局(を削り、第三十八條の二第一項の技術基準適合証明を受けた無線設備を第三十八條の七第一項第三十八條の三十一第四項において準用する場合を含む。)、第三十八條の二十六(第三十八條の三十一第六項において準用する場合を含む。又は第三十八條の三十五の規定により表示が付されている無線設備第三十八條の二十三第一項(第三十八條の二十九、第三十八條の三十一第四項及び第六項並びに第三十八條の三十八において準用する場合を含む。の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。に改め、「をいう。を削り、同条第三号中「第三十八條の二第一項の技術基準適合証明を受けた無線設備を適合表示無線設備」に改める。

第六條第一項第七号中「第二十四條の二第一項」を「第二十四條の二第四項」に改める。
第十條第二項中「第二十四條の九第一項の認定」を「第二十四條の十三第一項の登録」に、「認定」を「登録」に改める。
第十二條中「第三十九條の三」を「第三十九條の十三」に改める。
第十三條第二項及び第十五條中「第三十八條の二第一項の技術基準適合証明を受けた無線設備」を「適合表示無線設備」に改める。
第十八條第二項中「第二十四條の九第一項の認定」を「第二十四條の十三第一項の登録」に、「認定」を「登録」に改める。

平成十五年五月九日 衆議院會議録第二十八号

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び同報告書

第二十四條の二の見出しを「(点検事業者の登録)」に改め、同条第一項を次のように改める。
無線設備等の点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。
第二十四條の二第二項中「前項の認定」を「前各項に規定するもののほか、第一項の登録」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の四項を加える。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 事務所の名称及び所在地
三 点検に用いる測定器その他の設備の概要
四 前項の申請書には、業務の実施の方法を定める書類その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の登録を申請した者が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。
一 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の点検を行うものであること。

二 別表第二に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる校正又は校正(以下この号、第三十八條の三第一項第二号及び第三十八條の八第二項において「校正等」という。)を受けたもの(その校正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して無線設備の点検を行うものであること。

イ 独立行政法人通信総合研究所(以下「研究所」という。)又は第百二條の十八第一項の指定校正機関が行う校正
ロ 計量法(平成四年法律第五十一号)第百三十五條又は第百四十四條の規定に基づく校正

ハ 外国において行う校正であつて、研究所又は第百二條の十八第一項の指定校正機関が行う校正に相当するもの
ニ 別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、イからハまでのいずれかに掲げる校正等を受けたものを用いて行う校正等

三 無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
5 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。
二 第二十四條の十又は第二十四條の十三第三項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。
第二十四條の六を削る。

第二十四條の五第一項中「認定点検事業者」を「登録点検事業者」に、「認定」を「登録」に改め、同条第二項中「認定点検事業者」を「登録点検事業者」に改め、同条を第二十四條の六とする。
第二十四條の四を削る。

第二十四條の三の見出しを「登録証」に改め、同条第一項中「前条第一項の認定」を「第二十四條の二第一項の登録」に、「認定証」を「登録証」に改め、同条第二項中「前条第一項の認定を受けた者(以下「認定点検事業者」という。は、認定証を「登録点検事業者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の登録証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号
二 氏名又は名称及び住所
第二十四條の三を第二十四條の四とし、同条の次に次の一条を加える。
(変更の届出)
第二十四條の五 登録点検事業者は、第二十四條の二第二項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた登録点検事業者は、同項の規定による届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。
第二十四條の二の次に次の一条を加える。
(登録簿)
第二十四條の三 総務大臣は、前条第一項の登録を受けた者(以下「登録点検事業者」という。に)ついて、登録点検事業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号
二 前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項
第二十四條の七を次のように改める。
(適合命令)
第二十四條の七 総務大臣は、登録点検事業者が第二十四條の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録点検事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十四條の九の見出しを「(外国点検事業者の登録等)」に改め、同条第一項中「第二十四條の二第一項の総務省令で定める区分」に、総務大臣に申請して、その事業が同項各号に適合している旨の認定」を「総務大臣の登録」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第二十四條の二第二項から第五項まで、第二十四條の三、第二十四條の四第一項及び第二項、第二十四條の九第二項並びに第二十四條の十一の規定は前項の登録について、第二十四條

の四第三項、第二十四条の五から第二十四条の八まで、第二十四条の九第一項及び前条の規定は前項の登録を受けた者(以下「登録外国点検事業者」という。)について準用する。この場合において、第二十四条の三中「受けた者(以下「登録点検事業者」という。)」とあるのは「受けた者」と、「登録点検事業者登録簿」とあるのは「登録外国点検事業者登録簿」と、第二十四条の七中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二十四条の十一中「前条」とあるのは「第二十四条の十三第三項」と、前条中「第二十四条の十」とあるのは「次条第三項」と読み替えるものとする。

第二十四条の九第三項各号列記以外の部分中「認定外国点検事業者」を「登録外国点検事業者」に、「認定を」を「登録を」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 前項において準用する第二十四条の二第五項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

第二十四条の九第三項第五号中「前条第一項を」第二十四条の八第二項に、「認定外国点検事業者」を「登録外国点検事業者」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号中「前条第一項を」第二十四条の八第一項に、「認定外国点検事業者」を「登録外国点検事業者」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号を削り、同項第二号中「認定を」を「登録を」に改め、同号を同項第六号とし、同項第一号の次に次の四号を加える。

二 前項において準用する第二十四条の五第一項又は第二十四条の六第二項の規定に違反したとき。

三 前項において準用する第二十四条の七の規定による請求に応じなかつたとき。

四 第十条第一項、第十八条第一項又は第七十三条第一項の検査を受けた者に対し、その登録に係る点検の結果を偽つて通知したことが判明したとき。

五 その登録に係る業務の実施の方法によらな

い、その登録に係る点検の業務を行つたとき。

第二十四条の九第四項中「認定及びその取消し」を登録に改め、同条を第二十四条の十三とする。

第二十四条の八第一項中「認定点検事業者に対し」を「登録点検事業者に対し」に、「認定を」を「登録に」に、「認定点検事業者の」を「登録点検事業者の」に改め、同条の次に次の四号を加える。

(廃止の届出)

第二十四条の九 登録点検事業者は、その登録に係る業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第二十四条の二第一項の登録は、その効力を失う。(登録の取消)

第二十四条の十 総務大臣は、登録点検事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第二十四条の二第五項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第二十四条の五第一項又は第二十四条の六第二項の規定に違反したとき。

三 第二十四条の七の規定による命令に違反したとき。

四 第十条第一項、第十八条第一項又は第七十三条第一項の検査を受けた者に対し、その登録に係る点検の結果を偽つて通知したことが判明したとき。

五 その登録に係る業務の実施の方法によらな

い、その登録に係る点検の業務を行つたとき。

きは、当該登録点検事業者の登録を抹消しなければならぬ。

(登録証の返納)

第二十四条の十二 第二十四条の九第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第二十四条の十の規定により登録を取り消されたときは、登録点検事業者であつた者は、一箇月以内にその登録証を返納しなければならない。

第二十六条第一項中「公衆」を「これを公衆に」、「これを公示」を「公示」に改め、同項に後段として次のように加える。

これを変更したときも、同様とする。

第二十七条の二中「第三十八条の二第一項の技術基準適合証明を受けた無線設備を」適合表示無線設備に改める。

「第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明を、第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明等」に改める。

第三章の二中第三十八条の二の前に次の節名を付する。

第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証

第三十八条の二の見出しを「登録証明機関の登録」に改め、同条第一項中「総務大臣は、」を削り、「第三章を」前章に、「を」削り、又はその指定する者(以下「指定証明機関」という。)にこれを行わせを、の事業を行う者は、次に掲げる事業の区分(次項、第三十八条の五第一項、第三十八条の十、第三十八条の三十一第一項及び別表第三において単に「事業の区分」という。)ごとに、総務大臣の登録を受けに改め、同項に次の各号を加える。

一 第四条第二号又は第三号に規定する無線局に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業

二 包括免許に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業

線設備について技術基準適合証明を行う事業

第三十八条の二第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人に於ては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 事務所の名称及び所在地

四 技術基準適合証明の審査に用いる測定器その他の設備の概要

五 第三十八条の八第二項の証明員の選任に関する事項

六 業務開始の予定期日

3 前項の申請書には、技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

第三十八条の二第四項から第八項までを削り、同条第九項を同条第四項とし、同条第十項を削る。

第三十八条の三を次のように改める。

(登録の基準)

第三十八条の三 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技術基準適合証明を行うものであること。

二 別表第三の上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる校正等を受けたもの(その校正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して技術基準適合証明を行

うものであること。

三 登録申請者が、特定無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者(以下この号において「特定製造業者等」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものであること。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、特定製造業者等がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあっては、業務執行権を有する社員)に占める特定製造業者等の役員又は職員(過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあっては、その代表権を有する役員)が、特定製造業者等の役員又は職員(過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 第二十四条の二第五項及び第六項の規定は、前条第一項の登録について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の十七第一項又は第二項(第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。)」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の二第一項から第三項まで及び第三十八条の三第一項」と読み替えるものとする。

第三十八条の十八第一項中「同条第五項を」同条第四項に、「第三十八条の三第二項第一号若しくは第三号を」第二十四条の二第五項各号(第二号を除く。)のいずれかに改め、同条第二項第一号中「前条第三項を」前条第二項同条第六項において準用する場合を含む。の規定、同条第四項に

平成十五年五月九日 衆議院会議録第二十八号

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び同報告書

において準用する第三十八条の五第二項、第三十八条の六第二項、第三十八条の八、第三十八条の十若しくは第三十八条の十一に、「同条第五項を」前条第六項に、「第三十八条の四第二項、第三十八条の五、第三十八条の八第一項若しくは第三十八条の十を」第三十八条の六第二項、第三十八条の八、第三十八条の十若しくは第三十八条の十二に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「前条第五項を」前条第四項に、「第三十八条の八第二項又は第三十八条の十一を」第三十八条の十三第一項若しくは第二項の規定又は前条第六項において準用する第三十八条の十三第二項に改め、同項を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号中「前条第五項を」前条第四項又は第六項に、「第三十八条の十二第一項を」第三十八条の十五第一項に改め、同項を同項第四号とし、同項第七号中「前条第五項を」前条第四項又は第六項に、「第三十八条の十二第一項を」第三十八条の十五第一項に改め、同項を同項第五号とし、同条を第三十八条の三十二とする。

第三十八条の十七第一項中「前章に定める技術基準に適合していることの証明を」技術基準適合証明に、「第三十八条の二第二項の総務省令で定める」を「事業の」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「承認証明機関は、第一項の証明を」前項の規定による承認を受けた者以下「承認証明機関」という。は、その承認に係る技術基準適合証明に改め、「の全部又は一部を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二十四条の二第五項及び第六項、第三十八条の二第二項及び第三項、第三十八条の三第一項並びに第三十八条の五第一項の規定は総務大臣が行う第一項の規定による承認について、同条第二項及び第三項、第三十八条の六第一項から第三項まで、第三十八条の七第一項、第三十八条の八、第三十八条の十、第三十八条の十二

から第三十八条の十五まで並びに第三十八条の二十三の規定は承認証明機関について、第三十八条の二十から第三十八条の二十二までの規定は承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第三十八条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の三十二第二項又は第二項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の二第二項及び第三項、第三十八条の三第一項並びに第三十八条の三十一第一項」と、第三十八条の三第二項中「登録申請者」とあるのは「承認申請者」と、「適合しているときは」とあるのは「適合しているときでなければ」と、「しなればならない」とあるのは「してはならない」と、同項第三号イ中「商法」とあるのは「外国における商法」と、「親会社」とあるのは「親会社における商法」と、第三十八条の五第一項中「同項の登録を受けた者以下「登録証明機関」という。」とあり、及び第三十八条の二十二第二項中「登録証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、第三十八条の六第一項及び第二項、第三十八条の七第一項、第三十八条の八第一項、第三十八条の十並びに第三十八条の十五第一項中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八条の十三第三項、第三十八条の二十四第二項中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八条の六第二項及び第三十八条の二十三第一項中「を受けた」とあるのは「に係る工事設計に基づく」と、第三十八条の十中「当該業務」とあるのは「これらの業務」と、第三十八条の十三第二項及び第三十八条の十四第二項中「第三十八条の六第一項又は第三十八条の八」とあるのは「第三十八条の八又は第三十八条の二十四第二項」と、第三十八条の十三第二項、第三十八条の二十一第一項、第三十八条の二十二第二項及び第三十八条の二十七中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八条の十四第一項中「第三十八条の六第一項」とあるのは「第三十八条の二十四第二項」と、「特定無線設備」とあるのは「工事設計(当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。)」と、「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、同条第二項及び第三項、第三十八条の二十一第二項及び第三項並びに第三十八条の二十二第二項中「命令」とあるのは「請求」と、第三十八条の二十第一項中「技術基準適合証明」とあるのは「工事設計認証」と、第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関による技術基準適合証明を受けた」と

6 第三十八条の六第二項及び第三項、第三十八条の八、第三十八条の十一、第三十八条の十三第二項、第三十八条の十四、第三十八条の二十三並びに第三十八条の二十四第二項の規定は承認証明機関が工事設計認証を行う場合について、第三十八条の十、第三十八条の十五並びに第二項及び第三項の規定は承認証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を行う場合について、第三十八条の二十から第三十八条の二十二まで、第三十八条の二十五から第三十八条の二十八まで並びに前条第三項及び第四項の規定は承認証明機関による工事設計認証を受けた者について準用する。この場合において、第三十八条の六第二項、第三十八条の八第一項、第三十八条の十、第三十八条の十五第一項及び第三十八条の二十四第二項中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八条の六第二項及び第三十八条の二十三第一項中「を受けた」とあるのは「に係る工事設計に基づく」と、第三十八条の十中「当該業務」とあるのは「これらの業務」と、第三十八条の十三第二項及び第三十八条の十四第二項中「第三十八条の六第一項又は第三十八条の八」とあるのは「第三十八条の八又は第三十八条の二十四第二項」と、第三十八条の十三第二項、第三十八条の二十一第一項、第三十八条の二十二第二項及び第三十八条の二十七中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八条の十四第一項中「第三十八条の六第一項」とあるのは「第三十八条の二十四第二項」と、「特定無線設備」とあるのは「工事設計(当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。)」と、「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、同条第二項及び第三項、第三十八条の二十一第二項及び第三項並びに第三十八条の二十二第二項中「命令」とあるのは「請求」と、第三十八条の二十第一項中「技術基準適合証明」とあるのは「工事設計認証」と、第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関による技術基準適合証明を受けた」と

あるのは「認証工事設計に基づく」と、同条及び第三十八条の二十三第一項中「第三十八条の七第一項」とあるのは「第三十八条の二十六」と、第三十八条の二十二第一項中「は、当該」とあるのは「は、当該認証工事設計に係る」と、第三十八条の二十三第一項中「同項」とあるのは「同条」と、第三十八条の二十八第一項第三号中「命令に違反した」とあるのは「請求に応じなかつた」と、「違反に」とあるのは「請求に」と、同項第四号中「登録証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、同項第五号中「登録証明機関が第三十八条の二十四第二項の規定又は同条第三項において準用する第三十八条の八第二項」とあるのは「承認証明機関が第三十八条の八第二項又は第三十八条の二十四第二項」と、前条第三項第一号及び第二号中「前条」とあり、並びに同項第三号中「前項において読み替えて適用する前条」とあるのは「次条第六項」と読み替えるものとする。

第三十八条の十七第七項及び第八項を削り、同条を第三十八条の三十一とする。

第三十八条の十六第一項中「総務大臣又は指定証明機関は、申請により、を登録証明機関は、特定無線設備を取り扱うことを業とする者から求めがあつた場合には、そのに改め、第五項及び次条第六項において同じを削り、認証の下に(以下「工事設計認証」という。)を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「総務大臣又は指定証明機関は、第一項の申請を登録証明機関は、その登録に係る工事設計認証の求めに、申請にを求めに、同項の認証を工事設計認証に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 認証取扱業者は、工事設計認証に係る確認の方法に従い、その取扱いに係る前項の特定無線設備について検査を行い、総務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

3 第三十八条の六第二項及び第三項、第三十八条の八、第三十八条の九、第三十八条の十二、第三十八条の十三第二項並びに第三十八条の十四の規定は登録証明機関が工事設計認証を行う場合について、第三十八条の十、第三十八条の十五、第三十八条の十六、第三十八条の十七第二項及び第三項並びに第三十八条の十八の規定は登録証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を行う場合について準用する。この場合において、第三十八条の六第二項中「を受けた」とあるのは「に係る工事設計に基づく」と、第三十八条の十中「当該業務」とあるのは「これらの業務」と、第三十八条の十三第二項中「第三十八条の六第一項又は第三十八条の八」とあるのは「第三十八条の八又は第三十八条の二十四第二項」と、第三十八条の十四第一項中「第三十八条の六第一項」とあるのは「第三十八条の二十四第二項」と、「特定無線設備」とあるのは「工事設計(当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）」と、同条第二項中「第三十八条の六第一項又は第三十八条の八」とあるのは「第三十八条の八又は第三十八条の二十四第二項」と読み替えるものとする。

第三十八条の十六第四項から第十項までを削り、同条を第三十八条の二十四とし、同条の次に次の六条を加える。

(工事設計合致義務等)

第三十八条の二十五 登録証明機関による工事設計認証を受けた者(以下「認証取扱業者」という。)は、当該工事設計認証に係る工事設計(以下「認証工事設計」という。)に基づく特定無線設備を取り扱う場合においては、当該特定無線設備を当該認証工事設計に合致するようにしなければならない。

2 認証取扱業者は、工事設計認証に係る確認の方法に従い、その取扱いに係る前項の特定無線設備について検査を行い、総務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(認証工事設計に基づく特定無線設備の表示)

第三十八条の二十六 認証取扱業者は、認証工事設計に基づく特定無線設備について、前条第二項の規定による義務を履行したときは、当該特定無線設備に総務省令で定める表示を付するこ

とができる。

(認証取扱業者に対する措置命令)

第三十八条の二十七 総務大臣は、認証取扱業者が第三十八条の二十五第一項の規定に違反していると認める場合には、当該認証取扱業者に対し、工事設計認証に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(表示の禁止)

第三十八条の二十八 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、認証取扱業者に対し、二年以内の期間を定めて、当該各号に定める認証工事設計又は工事設計に基づく特定無線設備に第三十八条の二十六の表示を付することを禁止するこ

とができる。

一 認証工事設計に基づく特定無線設備が前章に定める技術基準に適合していない場合において、他の無線局の運用を妨害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき(第六号に掲げる場合を除く。)

二 認証取扱業者が第三十八条の二十五第二項の規定に違反したとき。

三 認証取扱業者が前条の規定による命令に違反したとき。

四 認証取扱業者が不正な手段により登録証明機関による工事設計認証を受けたとき。

五 登録証明機関が第三十八条の二十四第二項の規定又は同条第三項において準用する第三十八条の八第二項の規定に違反して工事設計認証をしたとき。

六 前章に定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に工事設計認証を受けた

工事設計

2 総務大臣は、前項の規定により表示を付することを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

(準用)

第三十八条の二十九 第三十八条の二十から第三十八条の二十二までの規定は認証取扱業者について、第三十八条の二十三の規定は認証工事設計に基づく特定無線設備について準用する。この場合において、第三十八条の二十第一項中「技術基準適合証明」とあるのは「認証取扱業者が受けた工事設計認証」と、第三十八条の二十二第二項中「登録証明機関による技術基準適合証明を受けた」とあるのは「認証工事設計に基づく」と、第三十八条の二十二第一項及び第三十八条の二十三第一項中「第三十八条の七第一項」とあるのは「第三十八条の二十六」と、第三十八条の二十二第一項中「は、当該」とあるのは「は、当該認証工事設計に係る」と、第三十八条の二十三第一項中「同項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

(外国取扱業者)

第三十八条の三十 登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者が外国取扱業者(外国において本邦内で使用されることとなる特定無線設備を取り扱うことを業とする者をいう。以下同じ。)である場合における当該外国取扱業者に対する第三十八条の二十一及び第三十八条の二十二の規定の適用については、第三十八条の二十一第一項及び第三十八条の二十二第一項中「命令」とあるのは「請求」とする。

2 認証取扱業者が外国取扱業者である場合における当該外国取扱業者に対する第三十八条の二十七及び第三十八条の二十八第一項第三号の規定並びに前条において準用する第三十八条の二

とができる。

(認証取扱業者に対する措置命令)

第三十八条の二十七 総務大臣は、認証取扱業者が第三十八条の二十五第一項の規定に違反していると認める場合には、当該認証取扱業者に対し、工事設計認証に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

十一及び第三十八條の二十二の規定の適用については、第三十八條の二十七並びに前条において準用する第三十八條の二十一第一項及び第三十八條の二十二第一項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八條の二十八第一項第三号中「命令に違反した」とあるのは「請求に応じなかつた」と、「当該違反」とあるのは「当該請求」と、前条において準用する第三十八條の二十一第一項及び第三十八條の二十二第一項中「命令」とあるのは「請求」とする。

3 第三十八條の二十八第二項の規定によるほか、総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、登録証明機関による工事設計認証を受けた外国取扱業者に対し、二年以内の期間を定めて、当該各号に定める認証工事設計に基づく特定無線設備に第三十八條の二十六の表示を付することを禁止することができる。

一 総務大臣が前条において準用する第三十八條の二十一第一項の規定により当該外国取扱業者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。当該報告に係る特定無線設備の認証工事設計

二 総務大臣が前条において準用する第三十八條の二十一第一項の規定によりその職員に当該外国取扱業者の事業所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。当該検査に係る特定無線設備の認証工事設計

三 当該外国取扱業者が前条において読み替えて適用する前条において準用する第三十八條の二十一第一項の規定による請求に応じなかつたとき。当該請求に係る特定無線設備の認証工事設計

4 総務大臣は、前項の規定により表示を付することを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

第三十八條の十五第一項中「総務大臣は」の下に

平成十五年五月九日 衆議院會議録第二十八号

「第三十八條の二十一第一項の登録を受ける者がいないとき」を加え、「指定証明機関を」登録証明機関に、「第三十八條の十三第一項を」第三十八條の十六第一項に、「の全部若しくは一部を休止」を「を休止し、若しくは廃止」に、「前条第二項を」前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したとき、同項に改め、「事由により」の下に「その登録に係る」を加え、「第三十八條の二第三項の規定にかかわらず」を削り、同条第三項中、「第三十八條の十三第一項の規定により技術基準適合証明の業務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消しを削り、同条を第三十八條の十八とし、同条の次に次の五条を加える。

(準用)

第三十八條の十九 第二十四條の三及び第二十四條の十一の規定は、登録証明機関の登録について準用する。この場合において、第二十四條の三中「受けた者(以下「登録点検事業者」という。）」とあるのは「受けた者」と、「登録点検事業者登録簿」とあるのは「登録証明機関登録簿」と、「年月日並びに」と、「前条第二項第一号及び第二号」とあるのは「第三十八條の二第二項第一号から第三号まで」と、第二十四條の十一中「第二十四條の九第二項」とあるのは「第三十八條の四第一項若しくは第三十八條の十六第二項」と、「前条」とあるのは「第三十八條の十七第一項若しくは第二項」と読み替へるものとする。

(技術基準適合証明を受けた者に対する立入検査等)

第三十八條の二十 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者に対し、当該技術基準適合証明に係る特定無線設備に関する報告させ、又はその職員に、当該技術基準適合証明を受けた者の事業所に立ち入り、当該特定無線設備その他の物件を検査させること

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び同報告書

ができる。

2 第二十四條の八第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。(特定無線設備等の提出)

第三十八條の二十一 総務大臣は、前条第一項の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる特定無線設備又は当該特定無線設備の検査を行うために必要な物件があつたときは、登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者に対し、期限を定めて、当該特定無線設備又は当該物件を提出すべきことを命ずることができる。

2 国は、前項の規定による命令によつて生じた損失を当該技術基準適合証明を受けた者に対し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。(妨害等防止命令)

第三十八條の二十二 総務大臣は、登録証明機関による技術基準適合証明を受けた特定無線設備であつて第三十八條の七第一項の表示が付されているものが、前章に定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該特定無線設備の使用により他の無線局の運用を妨害するような混信その他妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認める場合において、当該妨害又は危害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、当該技術基準適合証明を受けた者に対し、当該特定無線設備による妨害又は危害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

(表示が付されていないものとみなす場合)
第三十八條の二十三 登録証明機関による技術基準適合証明を受けた特定無線設備であつて第三

十八條の七第一項の規定により表示が付されているものが前章に定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他の無線局の運用を妨害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定無線設備は、同項の規定による表示が付されていないものとみなす。

2 総務大臣は、前項の規定により特定無線設備について表示が付されていないものとみなされたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十八條の十四の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条第一項中「指定証明機関が第三十八條の三第二項各号」を「登録証明機関が第三十八條の三第二項において準用する第二十四條の二第五項各号」に、「指定を」を「登録を」に改め、同条第二項中「指定証明機関を」登録証明機関に、「その指定を」その登録に、「定めて」を「定めてその登録に係る」に改め、同項第一号中「この章を」この節に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第三十八條の六第二項、第三十八條の八第二項又は第三十八條の十一」を「第三十八條の十三第一項又は第二項」に改め、同項を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「指定」を「第三十八條の二第一項の登録又はその更新」に改め、同項を同項第三号とし、同条第三項中「指定」を「登録」に改め、同条を第三十八條の十七とする。

第三十八條の十三第一項中「指定証明機関を」登録証明機関に、「総務大臣の許可を受けなければ」を「その登録に係る」に改め、「の全部又は一部を削り、」してはならないを「しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない」に改め、同条第二項中「前項の許可をした」を「第一項の規定による届出があつた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

官 報 (号 外)

2 登録証明機関が技術基準適合証明の業務の全部を廃止したときは、当該登録証明機関の登録は、その効力を失う。 第三十八条の十三を第三十八条の十六とする。 第三十八条の十二の見出しを「登録証明機関に対する立入検査等」に改め、同条第一項中「指定証明機関を登録証明機関」に、「技術基準適合証明」を「その登録に係る技術基準適合証明」に改め、同条第二項を次のように改める。 2 第二十四条の八第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 第三十八条の十二第三項を削り、同条を第三十八条の十五とする。 第三十八条の十一を削る。 第三十八条の十中「指定証明機関」を「登録証明機関」に改め、同条を第三十八条の十二とし、同条の次に次の二条を加える。 (登録証明機関に対する改善命令等) 第三十八条の十三 総務大臣は、登録証明機関が第三十八条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録証明機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 総務大臣は、登録証明機関が第三十八条の六第一項又は第三十八条の八の規定に違反しているとき、当該登録証明機関に対し、技術基準適合証明のための審査を行うべきこと又は技術基準適合証明のための審査の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (技術基準適合証明についての申請及び総務大臣の命令) 第三十八条の十四 第三十八条の六第一項の規定	により技術基準適合証明を求めた者は、その求めに係る特定無線設備について、登録証明機関が技術基準適合証明のための審査を行わない場合又は登録証明機関の技術基準適合証明の結果に異議のある場合は、総務大臣に対し、登録証明機関が技術基準適合証明のための審査を行うこと又は改めて技術基準適合証明のための審査を行うことを命ずべきことを申請することができる。 2 総務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る登録証明機関が第三十八条の六第一項又は第三十八条の八の規定に違反しているとき、当該申請に係る登録証明機関に対し、前条第二項の規定による命令をしなければならぬ。 3 総務大臣は、前項の場合において、前条第二項の規定による命令をし、又は命令をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、当該申請をした者に通知しなければならない。 第三十八条の九を削る。 第三十八条の八第一項中「指定証明機関は、総務省令で定める」を「登録証明機関は、その登録に係る事業の区分」に、「に關する」を「の方法その他の総務省令で定める」に、「総務大臣の許可を受け」を「当該業務の開始前に、総務大臣に届け出」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十八条の十とし、同条の次に次の一条を加える。 (財務諸表等の備付け及び閲覧等) 第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代え	て電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第一百六条第十一号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。 2 特定無線設備を取り扱うことを業とする者その他の利害関係人は、登録証明機関の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録証明機関の定めた費用を支払わなければならない。 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて総務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 第三十八条の七を削る。 第三十八条の六第一項中「指定証明機関を登録証明機関」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十八条の九とする。 第三十八条の五第一項中「指定証明機関は、」を「登録証明機関は、その登録に係る」に改め、同条	第二項中「指定証明機関は、技術基準適合証明」を「登録証明機関は、前項の審査」に、「は、総務省令で定める」を「は、別表第三の下欄に掲げる」に、「設備」を「設備であつて、第二十四条の第二項第二号イからニまでのいずれかに掲げる校正等を受けたもの(その校正等を受けた日の属する月の翌月一日から起算して一年以内のものに限る。)」に、「総務省令で定める要件を備える」を「別表第四に掲げる条件に適合する知識経験を有する」に改め、「その審査を」を削り、同条を第三十八条の八とする。 第三十八条の四の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条第一項中「指定証明機関の指定」を「第三十八条の二第一項の登録」に、「指定証明機関の名称」を「同項の登録を受けた者(以下「登録証明機関」という。)の氏名又は名称」に、「指定に係る」を「並びに登録に係る事業の」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項中「指定証明機関は、その名称若しくは住所又は技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地を」を「登録証明機関は、第三十八条の二第二項第一号又は第三号に掲げる事項」に改め、同条を第三十八条の五とし、同条の次に次の二条を加える。 (技術基準適合証明等) 第三十八条の六 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあつた場合には、総務省令で定めるところにより審査を行い、当該求めに係る特定無線設備が前章に定める技術基準に適合していると認めるときに限り、技術基準適合証明を行うものとする。 2 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適
---	---	---	---

合証明をしたときは、技術基準適合証明を受け
た特定無線設備の種別その他総務省令で定める
事項を総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、前項の報告を受けたときは、総
務省令で定めるところにより、その旨を公示し
なければならない。

4 総務大臣は、第一項の総務省令を制定し、又
は改廃しようとするときは、経済産業大臣に協
議しなければならない。

(表示)
第三十八条の七 登録証明機関は、その登録に係
る技術基準適合証明をしたときは、総務省令で
定めるところにより、その特定無線設備に技術
基準適合証明をした旨の表示を付さなければな
らない。

2 何人も、前項(第三十八条の三十一第四項に
おいて準用する場合を含む。)、第三十八条の二
十六(第三十八条の三十一第六項において準用
する場合を含む。)(又は第三十八条の三十五の規
定により表示を付する場合を除く)ほか、国内に
おいて無線設備にこれらの表示又はこれらと紛
らわしい表示を付してはならない。

3 第一項(第三十八条の三十一第四項において
準用する場合を含む。)、第三十八条の二十六
(第三十八条の三十一第六項において準用する
場合を含む。)(又は第三十八条の三十五の規定に
より表示が付されている特定無線設備の変更の
工事をした者は、総務省令で定める方法によ
り、その表示を除去しなければならない。

第三十八条の三の二の見出し中「指定を」登録
に改め、同条第一項中「指定証明機関の指定を
」第三十八条の二第一項の登録に改め、同条第二

項中「第三十八条の二第二項及び前条を」第二十
四条の二第五項及び第六項、第三十八条の二第
二項及び第三項並びに前条第一項に、「指定を」登
録に、「準用を」について準用に改め、同項に後
段として次のように加える。

この場合において、第二十四条の二第五項第
二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三
第三項」とあるのは、「第三十八条の十七第一項又
は第二項(第三十八条の二十四第三項において
準用する場合を含む。)」と、同条第八項中「前各
項」とあるのは「前項、第三十八条の二第一項か
ら第三項まで及び第三十八条の三第一項」と読
み替えるものとする。

第三十八条の三の二を第三十八条の四とする。
第三章の二中第三十八条の三十二の次に次の一
節を加える。

第二節 特別特定無線設備の技術基準適
合自己確認
(技術基準適合自己確認等)

第三十八条の三十三 特定無線設備のうち、無線
設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他
の無線局の運用を著しく阻害するような混信そ
の他の妨害を与えるおそれが少ないものとして
総務省令で定めるもの(以下「特別特定無線設
備」という。)(の製造業者又は輸入業者は、その
特別特定無線設備を、前章に定める技術基準に
適合するものとして、その工事設計(当該工事
設計に合致することの確認の方法を含む。))につ
いて自ら確認することができる。

2 製造業者又は輸入業者は、総務省令で定める
ところにより検証を行い、その特別特定無線設
備の工事設計が前章に定める技術基準に適合す

るものであり、かつ、当該工事設計に基づく特
別特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合
致するものとなることを確保することができ
るものと認めるときに限り、前項の規定による確認
(以下「技術基準適合自己確認」という。次項に
おいて同じ。))を行うものとする。

3 製造業者又は輸入業者は、技術基準適合自己
確認をしたときは、総務省令で定めるところに
より、次に掲げる事項を総務大臣に届け出るこ
とができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名
二 技術基準適合自己確認を行った特別特定無
線設備の種別及び工事設計
三 前項の検証の結果の概要
四 第二号の工事設計に基づく特別特定無線設
備のいずれもが当該工事設計に合致すること
の確認の方法

五 その他技術基準適合自己確認の方法等に関
する事項で総務省令で定めるもの
前項の規定による届出をした者(以下「届出業
者」という。)(は、総務省令で定めるところによ
り、第二項の検証に係る記録を作成し、これを
保存しなければならない。

5 届出業者は、第三項各号(第二号及び第三号
を除く。)(に掲げる事項に変更があつたときは、
総務省令で定めるところにより、遅滞なく、そ
の旨を総務大臣に届け出なければならない。

6 総務大臣は、第三項の規定による届出があつ
たときは、総務省令で定めるところにより、そ
の旨を公示しなければならない。前項の規定に
よる届出があつた場合において、その公示した

事項に変更があつたときも、同様とする。
7 総務大臣は、第一項の総務省令を制定し、又
は改廃しようとするときは、経済産業大臣の意
見を聴かなければならない。
(工事設計合致義務等)

第三十八条の三十四 届出業者は、前条第三項の
規定による届出に係る工事設計(以下単に「届出
工事設計」という。))に基づく特別特定無線設備
を製造し、又は輸入する場合においては、当該
特別特定無線設備を当該届出工事設計に合致す
るようにしなければならない。

2 届出業者は、前条第三項の規定による届出に
係る確認の方法に従い、その製造又は輸入に係
る前項の特別特定無線設備について検査を行
い、総務省令で定めるところにより、その検査
記録を作成し、これを保存しなければならない。
(表示)

第三十八条の三十五 届出業者は、届出工事設計
に基づく特別特定無線設備について、前条第二
項の規定による義務を履行したときは、当該特
別特定無線設備に総務省令で定める表示を付す
ることができる。

(表示の禁止)
第三十八条の三十六 総務大臣は、次の各号に掲
げる場合には、届出業者に対し、二年以内の期
間を定めて、当該各号に定める届出工事設計又
は工事設計に基づく特別特定無線設備に前条の
表示を付することを禁止することができる。

一 届出工事設計に基づく特別特定無線設備が
前章に定める技術基準に適合していない場合
において、他の無線局の運用を阻害するよう

な混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき(第五号に掲げる場合を除く)。当該特別特定無線設備の届出工事設計 二 届出業者が第三十八条の三十三第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。当該虚偽の届出に係る工事設計 三 届出業者が第三十八条の三十三第四項又は第三十八条の三十四第二項の規定に違反したとき。当該違反に係る特別特定無線設備の届出工事設計 四 届出業者が第三十八条の三十八において準用する第三十八条の二十七の規定による命令に違反したとき。当該違反に係る特別特定無線設備の届出工事設計 五 前章に定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に第三十八条の三十三第三項の規定により届け出た工事設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき。当該工事設計 2 総務大臣は、前項の規定により表示を付することを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。 第三十八条の三十七 総務大臣は、届出業者が前条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当した場合において、再び同項第二号から第四号までのいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、当該届出業者に対し、二年以内の期間を定めて、特別特定無線設備に第三十八条の三十五の表示を付することを禁止することができる。	2 総務大臣は、前項の規定により表示を付することを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。 (準用) 第三十八条の三十八 第三十八条の二十から第三十八条の二十二まで及び第三十八条の二十七の規定は届出業者及び特別特定無線設備について、第三十八条の二十三の規定は届出工事設計に基づく特別特定無線設備について準用する。 この場合において、第三十八条の二十第一項中「当該技術基準適合証明」とあるのは「その届出に」と、第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関による技術基準適合証明を受けた」とあるのは「届出工事設計に基づく」と、同条及び第三十八条の二十三第一項中「第三十八条の七第一項」とあるのは「第三十八条の三十五」と、第三十八条の二十二第一項中「は、当該」とあるのは「は、当該届出工事設計に係る」と、第三十八条の二十三第一項中「同項」とあるのは「同条」と、第三十八条の二十七中「第三十八条の二十五第一項」とあるのは「第三十八条の三十四第一項」と、「工事設計認証」とあるのは「第三十八条の三十三第三項の規定による届出」と読み替えるものとする。 第三十九条の二の見出しを「(指定講習機関の指定)」に改め、同条第五項第三号中「次項において準用する第三十八条の十四第一項」を「第三十九条の十一第一項」に改め、同条第六項を削る。 第三十九条の三を第三十九条の十三とし、第三十九条の二の次に次の十条を加える。 (指定の公示等) 第三十九条の三 総務大臣は、指定講習機関の指	定をしたときは、指定講習機関の名称及び住所、指定に係る区分、講習の業務を行う事務所の所在地並びに講習の業務の開始の日を公示しなければならない。 2 指定講習機関は、その名称若しくは住所又は講習の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 3 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。 (役員及び職員の公務員たる性質) 第三十九条の四 講習の業務に従事する指定講習機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 (業務規程) 第三十九条の五 指定講習機関は、総務省令で定める講習の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 総務大臣は、前項の認可をした業務規程が講習の業務の適正かつ確実な実施をする上で不適当なものとなつたと認めるときは、指定講習機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。 (指定講習機関の事業計画等) 第三十九条の六 指定講習機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度	にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 指定講習機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。 (帳簿の備付け等) 第三十九条の七 指定講習機関は、総務省令で定めるところにより、講習に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。 (監督命令) 第三十九条の八 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定講習機関に対し、講習の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。 (報告及び立入検査) 第三十九条の九 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定講習機関に対し、講習の業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定講習機関の事業所に立ち入り、講習の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
---	---	--	--

(業務の休廃止)

第三十九条の十 指定講習機関は、総務大臣の許可を受けなければ、講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 総務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第三十九条の十一 総務大臣は、指定講習機関が第三十九条の二第五項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十九条の三第二項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六、第三十九条の七又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第三十九条の二第四項各号(第四号を除く。)のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

三 第三十九条の五第二項又は第三十九条の八の規定による命令に違反したとき。

四 第三十九条の五第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで講習の業務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 総務大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(総務大臣による講習の実施)

第三十九条の十二 総務大臣は、指定講習機関が第三十九条の十第一項の規定により講習の業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定講習機関に対し講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定講習機関が天災その他の事由により講習の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第三十九条の二第三項の規定にかかわらず、講習の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 総務大臣は、前項の規定により講習の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つていく講習の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3 総務大臣が、第一項の規定により講習の業務を行うこととし、第三十九条の十第一項の規定により講習の業務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における講習の業務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

第四十六條第四項第三号中「第四十七條の四」を「第四十七條の五」に、「第三十八條の十四第一項」を「第三十九條の十一第一項」に改める。

第四十七條の二第三項中「第四十七條の四」を「第四十七條の五」に、「第三十八條の八第一項」を「第三十九條の五第一項」に改める。

「第三十九條の五第一項」に改める。

第四十七條の四を削る。

第四十七條の三の見出しを「(指定試験機関の事業計画等)」に改め、同条を第四十七條の四とし、同条の次に次の一条を加える。

(準用)

第四十七條の五 第三十九条の二第四項(第四号を除く。)、第三十九条の三、第三十九条の五、第三十九条の六第二項及び第三十九条の七から第三十九条の十二までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、第三十九条の二第四項中「第二項」とあるのは「第四十六條第二項」と、同項、第三十九条の三第一項及び第二項、第三十九条の五、第三十九条の八、第三十九条の九第一項、第三十九条の十第一項、第三十九条の十一第二項及び第三項並びに第三十九条の十二中「講習の業務」とあり、並びに第三十九条の七中「講習」とあるのは「第四十六條第一項の試験事務」と、第三十九条の二第四項第三号中「講習」とあるのは「第四十六條第一項の試験事務」と、第三十九条の十一第一項中「第三十九条の二第五項」とあるのは「第四十六條第四項」と、同条第二項第一号中「第三十九条の六、第三十九条の七又は前条第一項」とあるのは「第三十九条の六第二項、第三十九条の七、前条第一項又は第四十七條から第四十七條の四まで」と、同項第三号中「又は第三十九条の八」とあるのは「第三十九条の八又は第四十七條の二第三項」と、第三十九条の十二第一項中「第三十九条の二第三項」とあるのは「第四十六條第三項」と読み替へるものとする。

第四十七條の二の次に次の一条を加える。

(秘密保持義務等)

第四十七條の三 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。次項において同じ。又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第七十一條の二中「この条及び次条において」を削り、同条第一号中「以下この条において同じ」を「以下同じ」に改め、同条第三号中「この号において及び」この号及び第七十一條の四第二項においてを削る。

第七十一條の三第十一項を次のように改める。

11 第三十九条の二第四項(第四号を除く。)、第三十九条の三、第三十九条の五、第三十九条の七から第三十九条の十二まで、第四十六條第四項、第四十七條の二第一項及び第三項、第四十七條の三並びに第四十七條の四の規定は、指定周波数変更対策機関について準用する。この場合において、第三十九条の二第四項及び第四十六條第四項中「第二項の申請」とあるのは「第七十一條の三第二項の申請」と、第三十九条の二第四項、第三十九条の三第二項、第三十九条の五、第三十九条の八、第三十九条の九第一項、第三十九条の十第一項、第三十九条の十一第二項及び第三項並びに第三十九条の十二中「講習の業務」とあり、第三十九条の七中「講習」とあり、並びに第四十七條の三中「試験事務」とあるのは「特定周波数変更対策業務」と、第三十九条の二第四項第三号中「講習」とあるのは「特定周波数変更対策業務」と、第三十九条の三中「指定に係る区分、講習の業務を行う事務所の所在地並びに講習の業務」とあるのは「特定周波数変更対策業務を行う事務所の所在地並びに特定周波数変更対策業務」と、第三十九条の十一第一項中「第三十九条の二第五項」とあるのは

官 報 (号 外)

「第四十六條第四項」と、同條第二項第一号中「第三十九條の六、第三十九條の七又は前條第一項」とあるのは「第三十九條の七、前條第一項、第四十七條の四又は第七十一條の三第五項、第七項若しくは第八項」と、同項第三号中「又は第三十九條の八」とあるのは「第三十九條の八又は第四十七條の二第三項」と、第三十九條の十二第二項中「第三十九條の二第三項」とあるのは「第七十一條の三第三項」と、第四十六條第四項第三号及び第四十七條の二第三項中「第四十七條の五」とあるのは「第七十一條の三第十一項」と、同項中「役員又は試験員」とあるのは「役員」と、第四十七條の三「職員(試験員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

第七十三條第三項中「第二十四條の九第一項の認定を」第二十四條の十三第一項の登録に、「認定に」を登録にに改め、同條第六項中「第三十八條の十二第二項を」第三十九條の九第二項に、「準用を」について準用に改める。

第八十二條第三項中「第三十八條の十二第二項を」第三十九條の九第二項に、「準用を」について準用に改める。

第九十九條の十一第一項第一号中「第二十四條の二第二項(事業者の点検能力の認定)を削り、」第三十八條の五第二項(第三十八條の十七第五項及び第九十一條の十八第八項を「第三十八條の八第二項(第三十八條の二十四第三項及び第三十八條の三十一第四項)に改め、」義務等)」の下に「第三十八條の三十三第三項(特別特定無線設備)を加え、」第三十九條の三ただし書を「第三十九條の十三ただし書に、「方法」並びに」を「方

法)」に、「の規定」を並びに同條第九項(校正の業務の実施の規定)に改め、同條第一項第三号中「若しくは同項を、同項に、「の処分、第三十八條の六第二項(第九十一條の十八第八項において準用する場合を含む。）」の規定による指定証明機関の証明員若しくは指定校正機関の校正員の解任の命令、第三十八條の十四第二項(第三十九條の二第六項、第四十七條の四を「若しくは第三十九條の十一第二項(第四十七條の五)に、」及び第九十一條の十八第八項を「及び第九十一條の十八第十三項に改め、」指定証明機関、を削り、「(第七十一條の三第十一項の下に)及び第九十一條の十八第十三項を加え、」役員若しくは「を役員」に改め、「試験員」の下に「若しくは指定校正機関の校正員」を加え、同條第一項第四号中「第三十八條の二第一項の規定による指定証明機関の指定」を削る。

第九十九條の十二第六項中「準用を」について準用に改め、「第三十八條の六第二項(第九十一條の十八第八項において準用する場合を含む。）」の規定による指定証明機関に対するその証明員の解任の命令若しくは指定校正機関に対するその校正員の解任の命令又は「を削り、「第七十一條の三第十一項の下に)及び第九十一條の十八第十三項を加え、」試験員の解任の命令若しくは「を試験員の解任の命令」に改め、「役員の解任の命令」の下に又は指定校正機関に対するその校正員の解任の命令を加え、「当該証明員、当該校正員、当該役員又は当該試験員を」当該役員、当該試験員又は当該校正員に改める。

第九十一條の十六第二項中「第三十八條の十二第二項を」第三十九條の九第二項に、「準用を」つ

いて準用に改める。
第九十一條の十七第三項中「第六項を」第五項に、「第三十八條の八第一項を」第三十九條の五第一項に改め、同條第五項を次のように改める。

5 第三十九條の二第五項(第一号を除く。、第三十九條の三、第三十九條の五、第三十九條の六、第三十九條の八、第三十九條の九、第三十九條の十一及び第四十七條の三の規定は、センタについて準用する。この場合において、第三十九條の二第五項中「第二項の申請」とあるのは「第九十一條の十七第一項の申請」と、第三十九條の三第一項中「指定に係る区分、講習の業務を行う事務所の所在地並びに講習の」とあるのは「第九十一條の十七第二項に規定する業務を行う事務所の所在地並びに同項に規定する」と、同條第二項、第三十九條の八並びに第三十九條の十一第二項(第四号を除く。、)及び第三項中「講習の」とあるのは「第九十一條の十七第二項に規定する」と、第三十九條の五中「講習の」とあるのは「第九十一條の十七第二項に規定する」と、第九十一條の十七第二項第一号及び第二号に掲げると、第三十九條の九第一項中「対し、講習の」とあるのは「対し、第九十一條の十七第二項に規定する」と、「立ち入り、講習の」とあるのは「立ち入り、同項に規定する」と、第三十九條の十一第二項第一号中「第三十九條の六、第三十九條の七又は前條第一項」とあるのは「又は第三十九條の六」と、同項第二号中「第三十九條の二第四項各号(第四号を除く。）」のいずれかに適合しなくなつた」とあるのは「第九十一條の十七第二項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができない」と、同項第四号中「講習の」

とあるのは「第九十一條の十七第二項第一号又は第二号に掲げると、第四十七條の三(試験業務)とあるのは「第九十一條の十七第二項第一号に掲げる業務」と、同條第一項中「職員(試験員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。
第九十一條の十八中第八項を削り、第七項を第十二項とし、第六項を第十一項とし、第五項を第十項とし、第四項の次に次の五項を加える。
5 総務大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定校正機関の指定をしてはならない。
一 職員、設備、校正の業務の実施の方法その他の事項についての校正の業務の実施に関する計画が校正の業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
二 前号の校正の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る財政的基礎を有するものであること。
三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて総務省令で定める構成員の構成が校正の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
四 前号に定めるもののほか、校正が公正になるおそれがないものとして、総務省令で定める基準に適合するものであること。
五 その指定をすることによって校正の業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。
6 総務大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定校正機関の指定をしてはならない。

とあるのは「第九十一條の十七第二項第一号又は第二号に掲げると、第四十七條の三(試験業務)とあるのは「第九十一條の十七第二項第一号に掲げる業務」と、同條第一項中「職員(試験員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。
第九十一條の十八中第八項を削り、第七項を第十二項とし、第六項を第十一項とし、第五項を第十項とし、第四項の次に次の五項を加える。
5 総務大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定校正機関の指定をしてはならない。
一 職員、設備、校正の業務の実施の方法その他の事項についての校正の業務の実施に関する計画が校正の業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
二 前号の校正の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る財政的基礎を有するものであること。
三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて総務省令で定める構成員の構成が校正の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
四 前号に定めるもののほか、校正が公正になるおそれがないものとして、総務省令で定める基準に適合するものであること。
五 その指定をすることによって校正の業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。
6 総務大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定校正機関の指定をしてはならない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

二 第十三項において準用する第三十九条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。

7 指定校正機関の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

8 第二項、第五項及び第六項の規定は、前項の指定の更新について準用する。

9 指定校正機関は、校正を行うときは、総務省令で定める測定器その他の設備を使用し、かつ、総務省令で定める要件を備える者(以下「校正員」という。)にその校正を行わせなければならない。

第二百二条の十八に次の一項を加える。

13 第三十九条の三、第三十九条の五から第三十九条の九まで、第三十九条の十一並びに第四十七条の二第二項及び第三項の規定は、指定校正機関について準用する。この場合において、第三十九条の三第一項中「指定に係る区分、講習の業務を行う事務所の所在地並びに講習」とあるのは「校正の業務を行う事務所の所在地並びに校正」と、同条第二項、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の八、第三十九条の九第一項並びに第三十九条の十一第二項及び第

三項中「講習」とあるのは「校正」と、第三十九条の十一第一項中「第三十九条の二第五項各号(第三号)とあるのは「第百二条の十八第六項各号(第二号)と、同条第二項第一号中「又は前条第一項」とあるのは、第四十七条の二第二項又は第三十九条の十八第九項若しくは第十一項」と、同項第二号中「第三十九条の二第四項各号(第四号)とあるのは「第百二条の十八第五項各号(第五号)と、同項第三号中「又は第三十九条の八」とあるのは、第三十九条の八又は第四十七条の二第三項と、第四十七条の二第二項中「試験員」とあるのは「役員又は校正員」と、同条第三項中「役員又は試験員」とあるのは「校正員」と、第四十七条の五とあるのは「第百二条の十八第十三項」と読み替へるものとする。

第百三条第一項第四号中「認定を申請する」を「登録を受けようとする」に改め、同項第五号中「第二十四条の九第一項」を「第二十四条の十三第一項」に、「認定を申請する」を「登録を受けようとする」に改め、同項第二十号を第二十二号とし、第十九号を第二十一号とし、同項第十八号中「免許状の下に」、「登録証」を加え、同項第十八号中「第二十号とし、同項第十二号から第十七号までを二十号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「第三十八条の十六第一項の規定による認証(指定証明機関が行うものを除く。）」を「第三十八条の二十四第三項において準用する第三十八条の十八第一項の規定による工事設計認証」に、「申請する」を「求める」に改め、同項を同項第十三号とし、同項第十号中「技術基準適合証明(指定証明機関が行うものを除く。）」を「第三十八条の十八第一項の規定による技術基準適合証明」に、「申請する」を「求める」に改

め、同項を同項第十二号とし、同項第九号の次の二号を加える。

十 第三十八条の二第二項の規定による登録を受けようとする者

十一 第三十八条の四第一項の規定による登録の更新を受けようとする者

第百三条の二第十四項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項から第十三項までを二十号ずつ繰り下げ、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項及び第四項」を「第二項、第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」を「第二項、第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 免許人が既開設局の免許人である場合における当該既開設局に係る前項の規定の適用については、当該既開設局に係る周波数割当計画等の変更(当該既開設局に係る無線局区分の周波数の使用の期限に係るものに限る。)の公示の日から十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、同項中「金額」とあるのは、「金額」に、当該免許人に係る特定周波数変更対策業務(第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額に当該特定周波数変更対策業務に係る既開設局の各免許人が当該既開設局と特定新規開設局とを併せて開設する期間を平均

した期間の当該既開設局に係る周波数割当計画等の変更(当該既開設局に係る無線局区分の周波数の使用の期限に係るものに限る。)の公示の日から当該周波数の使用の期限までの期間に対する割合を乗じた額を勘案し、当該既開設局の周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額とする。

第百四条の四の見出し中「指定証明機関等」を「指定試験機関」に改め、同条第一項及び第二項中「指定証明機関又は」を削る。

第百九条の二中「第三十八条の七第一項(第四十七条の四)」を「第四十七条の三第一項」に改める。

第百十条中「一」を「いずれかに」に、「五十万円」を「百万円」に改め、第八号及び第九号を次のように改める。

八 第三十八条の二十二第二項(第三十八条の二十九及び第三十八条の三十八において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

九 第三十八条の二十八第一項(第一号に係る部分に限る。)、第三十八条の三十六第一項(第一号に係る部分に限る。又は第三十八条の三十七第一項の規定による禁止に違反した者

第百十条第十号を削る。

第百十条の二中「第三十八条の十四第二項(第三十九条の二第六項、第四十七条の四)」を「第三十九条の十一第二項(第四十七条の五)」に、「第百二条の十八第八項」を「第百二条の十八第十三項」に改め、「指定証明機関」を削り、同条を第百十条の三とし、第百十条の次に次の一条を加える。

第一百十條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八條の十七第二項(第三十八條の二十四第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

二 第二百一條の六の規定に違反して、障害原因部分に係る工事を自ら行い、又はその請負人に行わせた者

三 第二百一條の八第一項の規定に基づく命令に違反して、高層部分に係る工事を停止せず、若しくはその請負人に停止させない者又は当該工事を自ら行い、若しくはその請負人に行わせた者

第一百十條の三 次の次の一條を加える。

第一百十條の四 第九十九條の九の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百十二條中「一」を「いずれかに」に改め、同條第一号中「第三十八條の二第七項又は第八項を」第三十八條の七第二項又は第三項に改める。

第一百十三條中「一」を「いずれかに」に改め、第十五號を第二十二號とし、第五號から第十四號までを七號ずつ繰り下げ、同條第四号中「第三十九條の三」を「第三十九條の十三」に改め、同號を同條第十一號とし、同條第三号中「第三十八條の十六第六項」を「第三十八條の二十第一項(第三十八條の二十九及び第三十八條の三十八において準用する場合を含む。)」に改め、同號を同條第七號とし、同號の次に次の三號を加える。

八 第三十八條の二十一第一項(第三十八條の

二十九及び第三十八條の三十八において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

九 第三十八條の三十三第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

十 第三十八條の三十三第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者

三 第三十八條の六第二項(第三十八條の二十四第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第三十八條の十二(第三十八條の二十四第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

五 第三十八條の十五第一項(第三十八條の二十四第三項において準用する場合を含む。)以下この号において同じ。の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十八條の十五第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第三十八條の十六第一項(第三十八條の二十四第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで業務を廃止し、又は虚偽の届出をした者

第一百十三條の二中「一」を「いずれかに」に改め、「指定証明機関」を削り、同條第一号中「第三十八條の十(第三十九條の二第六項、第四十七條

の四)を「第三十九條の七(第四十七條の五)に、

「第二百一條の十八第八項」を「第二百一條の十八第十三項」に改め、同條第二号中「第三十八條の十二第二項(第三十九條の二第六項、第四十七條の四)を」第三十九條の九第一項(第四十七條の五)に、「第二百一條の十八第八項」を「第二百一條の十八第十三項」に、「以下」を「以下この号において」に、「第三十八條の十二第二項」を「第三十九條の九第一項」に改め、同條第三号中「第三十八條の十三第一項(第三十九條の二第六項、第四十七條の四)を」第三十九條の十第一項(第四十七條の五)に改め、「技術基準適合証明の業務の全部を削り、同條第四号中「第二百一條の十八第六項」を「第二百一條の十八第十一項」に改める。

第一百十四條中「第一百十條及び第一百一十條から第一百十三條まで」を「次の各号に掲げる規定に、」又は「人に対して」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同條に次の各号を加える。

一 第一百十條(第八号及び第九号に係る部分に限る。) 一億円以下の罰金刑

二 第一百十條(第八号及び第九号に係る部分を除く。)、第一百十條の二又は第一百一十條から第一百十三條まで 各本条の罰金刑

第一百十六條中「一」を「いずれかに」に改め、同條第十一号中「第二百一條の二第三項又は第四項」を「第二百一條の二第四項又は第五項」に改め、同號を同條第十五號とし、同條中第十號を第十四號とし、第九號を第十三號とし、第八號を第九號とし、同號の次に次の三號を加える。

十 第三十八條の五第二項の規定に違反して、

届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第三十八條の十一第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同條第二項の規定による請求を拒んだ者

十二 第三十八條の三十三第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第一百十六條第七號を同條第八號とし、同條第六号中「第二十四條の七」を「第二十四條の十二」に、「認定証」を「登録証」に改め、同號を同條第七號とし、同條第五号中「第二十四條の六第一項」を「第二十四條の九第一項」に、「届出をしない」を「届出をせず、又は虚偽の届出をした」に改め、同號を同條第六號とし、同條第四号中「第二十四條の五第二項」を「第二十四條の六第二項」に、「届出をしない」を「届出をせず、又は虚偽の届出をした」に改め、同號を同條第五號とし、同條第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十四條の五第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則の次に別表として次の四表を加える。

別表第一(第二十四條の二関係)

一 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、航空無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、陸上特殊無線技術士又は第一級アマチュア無線技術士の資格を有すること

二 外国の政府機関が発行する前号に掲げる資

格に相当する資格を有する者であることの証明書を有すること

三 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること

四 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校に相当する外国の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること

業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること

別表第二(第二十四条の二関係)

一 周波数計

二 スペクトル分析器

三 電界強度測定器

四 高周波電力計

五 電圧電流計

六 標準信号発生器

別表第三(第二十四条の二、第三十八条の三、第三十八条の八関係)

事業の区分	測定器その他の設備
一 第三十八条の二第一項第一号の事業	一 周波数計 二 スペクトル分析器 三 バンドメーター 四 電界強度測定器 五 オシロスコープ 六 高周波電力計 七 電力測定用受信機 八 スプリアス電力計 九 電圧電流計 十 低周波発振器 十一 擬似音声発生器 十二 擬似信号発生器
二 第三十八条の二第一項第二号の事業	一 一の項の下欄に掲げるもの 二 変調度計 三 比較収率測定装置 四 直線検波器 五 ひずみ率雑音計
三 第三十八条の二第一項第三号の事業	一 一の項の下欄に掲げるもの 二 レベル計 三 標準信号発生器

別表第四(第三十八条の三、第三十八条の八関係)

一 学校教育法による大学(短期大学を除く。第四号において同じ)若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること

二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること

三 外国の政府機関が発行する前号に掲げる資格に相当する資格を有する者であることの証明書を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること

四 学校教育法による大学に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること

五 学校教育法による短期大学又は高等専門学校に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること

科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二十六条第一項の改正規定及び第九十九条の十一第一項第一号の改正規定(第三十八条の五第二項第三十八條の十七第五項及び第三十八條の十八第八項を「第三十八條の八第二項(第三十八條の二十四第三項及び第三十八條の三十一第四項)に改める部分及び「義務等」の下に、「第三十八條の三十三第一項(特別特定無線設備)を加える部分に限る。」公布の日

二 第七十一条の二、第三十三条の二及び第六十六条第十四号の改正規定並びに附則第六條及び第十條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(認定点検事業者等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の電波法(以下「旧法」という。)第二十四条の二第一項又は第二十四条の九第一項の規定により認定を受けている者は、この法律の施行の日、この法律による改正後の電波法(以下「新法」という。)第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の規定により登録を受けた

官 報 (号 外)

ものともなす。 2 この法律の施行の際現にされている旧法第二十四条の第二項又は第二十四条の九第一項の規定による認定の申請は、新法第二十四条の第二項又は第二十四条の十三第一項の規定による登録の申請とみなす。 3 この法律の施行前に旧法第二十四条の第二項又は第二十四条の九第一項の規定により認定を受けている者が行った当該認定に係る点検は、新法第二十四条の第二項又は第二十四条の十三第一項の規定により登録を受けた者が行った当該登録に係る点検とみなす。 4 この法律の施行の際現に旧法第二十四条の第三項(旧法第二十四条の九第二項において準用する場合を含む。)の規定により交付されている認定証は、新法第二十四条の四第一項(新法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。)の規定により交付された登録証とみなす。 (指定証明機関等に関する経過措置) 第三条 この法律の施行の際現に旧法第三十八条の第二項の規定により指定を受けている者は、この法律の施行の日に、新法第三十八条の第二項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第三十八条の四第一項に規定する期間は、旧法による指定又は指定の更新の日から起算するものとする。 2 この法律の施行の際現に旧法第三十八条の十七第一項の規定により承認を受けている者は、この法律の施行の日に、新法第三十八条の三十項(新法第三十八条の三十一第一項において準用する場合を含む。)の規定により承認を受けたものとみなす。	第一項の規定により承認を受けたものとみなす。 3 この法律の施行の際現にされている旧法第三十八条の第二項の規定による指定の申請、旧法第三十八条の三の第二項の規定による指定の更新の申請又は旧法第三十八条の十七第一項の規定による承認の申請は、それぞれ新法第三十八條の二第一項の規定による登録の申請、新法第三十八條の四第一項の規定による登録の更新の申請又は新法第三十八條の三十一第一項の規定による承認の申請とみなす。 (技術基準適合証明等に関する経過措置) 第四条 この法律の施行の際現にされている旧法第三十八條の二第四項の規定による技術基準適合証明の申請、旧法第三十八條の十七第五項において準用する旧法第三十八條の二第四項の規定による証明の申請又は第三十八條の十六第一項若しくは第三十八條の十七第六項の規定による証明の申請については、それぞれ新法第三十八條の六第一項(新法第三十八條の三十一第四項において準用する場合を含む。)の規定による技術基準適合証明の求め又は第三十八條の二十四第一項若しくは第三十八條の三十一第五項の規定による工事設計認証の求めとみなす。 2 この法律の施行前に旧法第三十八條の二第四項の規定により技術基準適合証明を受けた無線設備又は旧法第三十八條の十七第五項において準用する旧法第三十八條の二第四項の規定により証明を受けた無線設備については、新法第三十八條の六第一項(新法第三十八條の三十一第一項において準用する場合を含む。)の規定により承認を受けた無線設備については、新法第三十八條の六第一項(新法第三十八條の三十一第一項において準用する場合を含む。)の規定により承認を受けた無線設備であって新法第三十八條の七第一項(新法第三十八條の三十一第四項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されているものとみなす。 3 この法律の施行前に旧法第三十八條の十六第一項又は第三十八條の十七第六項の規定により認定を受けている工事設計は、新法第三十八條の二十四第二項(新法第三十八條の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計認証を受けた工事設計とみなす。 4 この法律の施行前に旧法第三十八條の十六第一項又は第三十八條の十七第六項の規定により認定を受けている者は、この法律の施行の日に、新法第三十八條の二十四第二項(新法第三十八條の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計認証を受けたものとみなす。この場合において、旧法第三十八條の十六第一項又は第三十八條の十七第六項の規定により認定を受けている者は、新法第三十八條の二十五第二項(新法第三十八條の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定による義務を履行したものとみなす。 5 この法律の施行前に旧法第三十八條の十六第一項又は第三十八條の十七第六項の規定により認定を受けた工事設計に基づく特定無線設備であって旧法第三十八條の十六第五項(旧法第三十八條の十七第八項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されているものについては、新法第三十八條の二十四第二項(新法第三十八條の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により承認を受けた無線設備であって新法第三十八條の七第一項(新法第三十八條の三十一第四項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されているものとみなす。	第三十八條の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計認証を受けた工事設計に基づく特定無線設備であって新法第三十八條の二十六(新法第三十八條の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されているものとみなす。 6 新法第三十八條の二十二(新法第三十八條の二十九並びに第三十八條の三十一第四項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に旧法第三十八條の二第四項の規定により技術基準適合証明を受けた無線設備、旧法第三十八條の十七第五項において準用する旧法第三十八條の二第四項の規定により証明を受けた無線設備及び旧法第三十八條の十六第三項(旧法第三十八條の十七第八項において準用する場合を含む。)の規定により認定を受けた工事設計に基づく特定無線設備であって旧法第三十八條の十六第五項(旧法第三十八條の十七第八項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されているものについては、適用しない。 (旧法による処分及び手続) 第五条 前三条に規定するものを除くほか、この法律の施行前に旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとみなす。 (電波利用料に関する経過措置) 第六条 新法第三十三條の二第二項の規定は、附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行の日以後	第三十八條の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計認証を受けた工事設計に基づく特定無線設備であって新法第三十八條の二十六(新法第三十八條の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されているものとみなす。 6 新法第三十八條の二十二(新法第三十八條の二十九並びに第三十八條の三十一第四項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に旧法第三十八條の二第四項の規定により技術基準適合証明を受けた無線設備、旧法第三十八條の十七第五項において準用する旧法第三十八條の二第四項の規定により証明を受けた無線設備及び旧法第三十八條の十六第三項(旧法第三十八條の十七第八項において準用する場合を含む。)の規定により認定を受けた工事設計に基づく特定無線設備であって旧法第三十八條の十六第五項(旧法第三十八條の十七第八項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されているものについては、適用しない。 (旧法による処分及び手続) 第五条 前三条に規定するものを除くほか、この法律の施行前に旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとみなす。 (電波利用料に関する経過措置) 第六条 新法第三十三條の二第二項の規定は、附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行の日以後
--	--	---	---

最初に到来する新法第百三条の二第一項に規定する応当日(以下この条において単に「応当日」という。)以後の期間に係る電波利用料について適用し、応当日前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、新法第二十四条の二から第二十四条の十三まで及び第三十八条の二から第三十八条の三十八までの規定の施行状況について電波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(郵便振替法の一部改正)

第十条 郵便振替法(昭和二十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「第百三条の二第二項」を「第百三条の二第三項」に改める。

(特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部改正)

第十一条 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施

に関する法律(平成十三年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる特定無線設備」の下に「(次条第一項の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。)」を加え、「第三十八条の二第二項の技術基準適合証明を受けた特定無線設備」を「第四条第二号に規定する適合表示無線設備」に改め、同項第一号中「第三十八条の二第二項の総務省令で定める区分」を「第三十八条の二第一項に掲げる事業の区分」に改め、同項第二号中「第三十八条の十六第二項」を「第三十八条の三十第一項」に改める。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 前条第一項の特定無線設備が電波法第三章に定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定無線設備は、同項各号の表示が付されていないものとみなす。

2 総務大臣は、前項の規定により特定無線設備について表示が付されていないものとみなされたときは、その旨を公示しなければならない。

(特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律の施行の前にされた前条の規定による改正前の特定機器に係る適合性評価の

欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律(以下「旧相互承認実施法」という。)第三十三条第一項第一号に規定する特定無線設備については、改正後の特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律(以下「新相互承認実施法」という。)第三十三条第一項第一号に規定する特定無線設備とみなす。

2 この法律の施行の前にされた旧相互承認実施法第三十三条第一項第二号に規定する特定無線設備については、新相互承認実施法第三十三条第一項第二号に規定する特定無線設備とみなす。

(独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律の一部改正)

第十三条 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条中「第二十四条の二第二項第二号」を「第二十四条の二第四項第二号」に改める。

理 由

民間能力の一層の活用を図るため、総務大臣又は指定証明機関が行う技術基準適合証明等について総務大臣の登録を受けた者が行うこととするとともに、無線設備の技術基準適合性を製造事業者等が自ら確認する制度を新設するほか、電波利用共益費用の負担における無線局免許人間の公平性を確保するため、特定周波数変更対策業務に関し

電波利用料の料額の特例を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、民間能力の一層の活用を図るため、総務大臣又は指定証明機関が行う技術基準適合証明等について総務大臣の登録を受けた者が行うこととするとともに、無線設備の技術基準適合性を製造事業者等が自ら確認する制度を新設するほか、電波利用共益費用の負担における無線局免許人間の公平性を確保するため、特定周波数変更対策業務に関し電波利用料の料額の特例を定める等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 適合表示無線設備

適合表示無線設備(3の(ロ)等により表示が付されている特定無線設備(3の(四)等のものを除く。)をいう。)のみを使用する一定の無線局について簡易な免許手続等を適用するため規定を整備すること。

2 点検事業者の登録等

無線設備等の点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができることとし、登録の基準その他の所要の規定を設けること及び規定を整備すること。

3 登録証明機関による特定無線設備の技術基準適合証明

(一) 小規模な無線局に使用するための無線設備であつて総務省令で定めるもの(以下「特定無線設備」という。)について、電波法第三章に定める技術基準(以下「技術基準」という。)に適合していることの証明(以下「技術基準適合証明」という。)の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができることとし、登録の基準その他の所要の規定を設けること及び規定を整備すること。

(二) (一)の登録を受けた者(以下「登録証明機関」という。)は、技術基準適合証明をしたときは、特定無線設備にその旨の表示を付さなければならぬこととする。

(三) 総務大臣は、技術基準適合証明を受けた特定無線設備であつて(二)の表示が付されているものが技術基準に適合しておらず、かつ、当該無線設備の使用により妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認めるときは、当該技術基準適合証明を受けた者に対し、当該特定無線設備による妨害又は危害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとする。

(四) 技術基準適合証明を受けた特定無線設備であつて(二)の表示が付されているものが技術基準に適合しておらず、かつ、当該無線設備の使用により妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認める場合において、総務大臣が特に必要があると認めるときは、当該特定無線設備は、(二)の表示が付されていないものとみなすこととする。

(五) その他技術基準適合証明を受けた者について所要の規定を設けることとする。

4 登録証明機関による特定無線設備の工事設計認証

(一) 登録証明機関は、特定無線設備を技術基準に適合するものとして、その工事設計(当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。)について認証(以下「工事設計認証」という。)を行うものとし、所要の規定を整備すること。

(二) 登録証明機関による工事設計認証を受けた者(以下「認証取扱業者」という。)は、当該工事設計認証に係る工事設計(以下「認証工事設計」という。)に基づく特定無線設備を取り扱う場合は、当該認証工事設計に合致するようにしなければならぬこととし、総務大臣は、認証取扱業者がこれに違反していると認める場合には、工事設計認証に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする。

(三) 認証取扱業者は、工事設計認証に係る確認の方法に従い、その取扱に係る特定無線設備について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならないこととし、これらの義務を履行したときは、認証工事設計に基づく特定無線設備に

ついて、総務省令で定める表示を付することができるとすること。

(四) 総務大臣は、認証取扱業者が(二)の命令に違反し、又は(三)の検査を行わない等の場合には、認証取扱業者に対し、二年以内の期間を定めて、認証工事設計等に基づく特定無線設備に表示を付することを禁止することができるとすること。

(五) その他認証取扱業者について3の(三)及び(四)と同様の規定その他の所要の規定を設けることとする。

5 届出業者による特別特定無線設備の技術基準適合自己確認

(一) 特定無線設備のうち総務省令で定めるもの(以下「特別特定無線設備」という。)の製造業者又は輸入業者は、その特別特定無線設備を、技術基準に適合するものとして、その工事設計について自ら確認することができることとする。

(二) 製造業者又は輸入業者は、検証を行い、その特別特定無線設備の工事設計が技術基準に適合するものであり、かつ、当該工事設計に基づく特別特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができると認めるときに限り、(一)の確認(以下「技術基準適合自己確認」という。)を行うものとする。

(三) 製造業者又は輸入業者は、技術基準適合自己確認をしたときは、(二)の検証の結果の

概要等の事項を総務大臣に届け出ることができるとすること。

(四) 総務大臣は、届出業者が(三)について虚偽の届出をした等の場合において、再びこれらに該当するおそれがあると認めるときは、届出業者に対し、二年以内の期間を定めて、特別特定無線設備に表示を付することを禁止することができるとすること。

(五) 届出業者について、3の(三)及び(四)並びに4の(二)から(四)までと同様の規定その他の所要の規定を設けることとする。

6 電波利用料の徴収等

特定周波数変更対策業務に係る既開設局の免許人に適用される電波利用料の料額は、当該業務が実施される期間内の各年度においては、通常の電波利用料の金額に、当該業務に要する費用の総額の一定割合を勘案し、既開設局が使用する周波数及び空中線電力に依じて政令で定める金額を加算した金額とすること。

7 その他

罰則について所要の規定を設けることその他規定の整備をすること。

8 施行期日等

(一) この法律の施行期日、経過措置等について定めること。

(二) その他関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

民間能力の一層の活用を図る等のため、総務大臣又は指定証明機関が行う技術基準適合証明等について総務大臣の登録を受けた者が行うこととする等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う電波利用料の増収額は、平年度約三十億七千万円と見込まれている。
右報告する。

平成十五年五月八日

総務委員長 遠藤 武彦

衆議院議長 綿貫 民輔殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
二二〇円	一三〇円